

第七十一回国院 議院 農林水産委員会議録 第四十三号

昭和四十八年七月十一日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員  
委員長 佐々木義武君

理事 佐谷 忠男君

理事 藤林 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

笠岡 番君

吉川 久衛君

小山 長規君

島田 安夫君

菅波 茂君

長谷川 嶽君

森下 元晴君

阿部 未喜男君

角屋 堅次郎君

丹羽 兵助君

渡辺君

安田 貴六君

井上 泉君

森井 浩賢君

中川 利三郎君

竹内 猛君

林 孝矩君

神田 大作君

理事 坂村 吉正君

理事 山崎平八郎君

理事 柴田 健治君

理事 津川 武一君

金子 岩三君

熊谷 義雄君

佐々木秀世君

正示啓次郎君

同日

角屋 堅次郎君

馬場 昇君

森井 忠良君

阿部 未喜男君

米内山義一郎君

阿部 未喜男君

馬場 昇君

森井 忠良君

阿部 未喜男君

馬場 昇君

委員外の出席者

議員 角屋 堅次郎君

議員 中野 和仁君

議員 福田 省一君

議員 荒勝 嶽君

農林水産委員会

調査室長 尾崎 繁君

農林水産委員会

務員部給与課長 小林 悅夫君

農林水産委員会

自治省行政局公務員部給与課長 小林 悅夫君

農林水産委員会

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内猛君。  
○竹内(猛)委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に關して質問したいと思います。

まず、全体の問題の基礎になる、年金の対象になる職員の給与の問題について、私はそれを中心に質問をいたしますから、できるだけ明快なお答えを願いたいことを最初に要求をします。

そこで、第一に、年金の対象になる、組合員となる者の資格について、まず最初にお尋ねします。

どういう資格の者が対象になるか。

○内村(良)政府委員 組合員でございますが、農林漁業団体職員共済組合法の第十四条にその規定がござります。農林漁業団体または組合に使用される者で、これは役員を含むわけでございます。

それで、農林漁業団体等から給与を受ける者はすべて組合員とするということになつております。

○竹内(猛)委員 その組合員の数の推移ですね。

組合員はこの四、五年間にどういう傾向にあるのか。一体ふえる傾向にあるのか、減る傾向にあるのか、この四、五年間の傾向を明らかにしてほしい。

○内村(良)政府委員 農林年金の組合員数は四十

七年度末現在で四十一万九千二百五十九人でござ

ります。組合員数は全体として増加傾向を示して

おります。特に四十四年度までは大体年率3%の伸びでございましたが、四十五年度以降は増加率がやや緩慢になっております。そこで、四十五年

度以降の増加率は対前年比一・三%ないし一・八

%になつております。

そこで、これをやや詳細に申し上げますと、固

体別に見ますと、組合員数のうち約八〇%を占め

ております。総合農協の場合には、四十四年度まで

年率四%前後で職員数があえておりましたけれど

も、この根本的な原因といふものは、私はやはり農業者あるいは漁業、森林組合、これの賃金が低

い、こういうところから従事者がだんだん減つてきているのではないか、こうへんように思うので

されども、その辺についてははどういうふうにこ

れをとらえているか。

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

森林法及び森林組合併成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

國が行なう民有林野の分取造林に關する特別措

置法案(芳賀貢君外十名提出、衆法第一七号)

す。

○内村(直)政府委員 一般的に四十五年度以降いわゆる求人難といふものが進んでおりまして、先生ただいま御指摘がございましたように、農協の場合には確かに他に比べて賃金が安いといふ傾向もございますので、そういうことが、なかなかいい人が集まらぬということの一つの原因になつてゐるのかと思いますが、全体として、しかし、総合農協の場合には組合員数はふえているわけでございまして、伸び率が減つてきたことの原因には、先ほど申し上げましたけれども、求人難以外に、組合の合併の推進等による事務の合理化といふような面も影響しているのではないかと、いうふうに考えておるわけございます。

○竹内(延)委員 そこで、私は、ここで賃金の問題の比較について、同じ市町村に職場を持つ農協、それから学校の、これは教員の場合には特定の資格を持って試験を受けなければならぬから、学校の事務職員の給与、これについては文部省のほうから資料をとつてありますので、これは私のほうから説明をしますけれども、それからもう一つは、自治体の給与ですね。これが高卒の十八歳あるいは大卒の二十二歳で初任給が幾らで、五年くらいたったときに何ぼになって、最終的に退職のときには幾ら給料が支払われているか、手取りは幾らになるか、プラスアルファとかいろいろなのがつきますから、そういうことについて、これはまず自治体のほうから説明をしていただきまして、それから農協のほうは農林省からどういうふうに賃金をとらえているか、それを出してもらつて、私のほうから、文部省のほうから引きのうちもらつた資料、事務職員の給料について発表して比較をしてみたいと思いますから、まず自治省のほうからお願ひします。

○小林説明員 市町村の初任給でございますが、手当込みで考えまして、これは人口段階別にある程度区分してござりますが、八千から一万三千人の規模のところで、大学卒で約四万一千五百円、高卒で三万四千円でござります。それから一万八

千人から二万三千人くらいの規模のところにおきましては、大卒が四万二千円、それから高卒が三万四千五百円となつております。それから三万人から五万五千人の規模のところですが、ここにおきましては、大卒が四万四千二百円、それから高卒が三万六千四百円、それから八万人から十三万人程度の人口の市におきましては、大卒が四万八千円、それから高卒が三万九千四百円ということになつております。

あと経験年数が増すに従いましての給料の伸びでござりますけれども、市町村に入りまして五年から七年くらいのところにおきましては、人口八千から一万三千程度のところで、大学卒が五万一千九百円、それから高卒が四万二千二百円、それから一万八千人から二万三千人のところで大卒が五万三千七百円、それから高卒が四万三千五百円、それから三万人から五万五千人のところにおきましては大卒が六万三千三百円、高卒が四万七千三百円。それから八万人から十三万人のところでございますが、大卒が七万円、高卒が五万三千九百円となつております。

それから、五十五歳という明確なあれがございませんでしたが、入りましてから三十五年の経験年数のところの、これはちょっと恐縮でございますが、本俸だけでござりますけれども、本俸におきまして、人口八千から一万三千人のところの本俸が九万五千五百十六円、約九万五千五百円でございます。それから一万八千から二万三千人のところでござりますが、十万六百円、それから三万五千から五万五千人のところでございますが、十万八千三百円、それから八万人から十三万人のところで十一万六千円程度となつております。

○竹内(猛)委員 これは本俸だけですね。

○小林説明員 いま申し上げましたのは三十五年のところは本俸だけでございまして、その前に申し上げましたのは手当込みでございます。手当の中でも期末手当とか寒冷地手当とかいう毎月支払われないものは除いてございます。

○内村(良)政府委員 実は調査が必ずしも同じと  
うになつておりませんので、あるいは完全に御希望にござれるかどうかわかりませんが、私どもも  
の持つております調査によりますと、四十八年四  
月の給与でございますが、一番調査としては新  
いわけでございまして、まず十八歳の者の給与の  
平均、これは農林漁業団体全体の平均でございま  
して、三万六千六百九円でござります。そこで、  
農協とか共済とか、その組合によつて違うわけ  
ございまして、まず農協で申し上げますと三万六  
千七百六十九円、それから共済が三万七千九百五  
十三円、土地改良区が三万七千四百四円、たば  
耕作組合が三万八千三百三十三円、森林組合が三  
万四千五百円、漁協が三万五千三百六十五円、  
こういうふうになつております。

それから二十二歳のところで見ますと、平均が  
三万九千三百三十円になるわけでござります。そ  
こで組合別に見ますと、農協が四万三百六十七  
円、共済は初任給は高かつたわけでござります  
が、二十二歳になりますと農協より下回ります  
て、三万八千九百九十七円、土地改良区が三万八  
千三百六十六円、たばこ耕作組合が四万六百四十  
円、森林組合が三万五千五百五一円、漁協が四  
万四百七十一円といふことでござります。

それから勤続十年ということで三十二歳の者の  
月給を見てみますと、全体の平均が六万一千三百  
六十九円、農協が六万一千七百五十七円、それか  
ら共済が六万一千円、土地改良区が六万八百五十  
八円、たばこ耕作組合が六万五千五百五十七円、  
森林組合が五万二千八百六十一円、漁協が六万二  
千八百八十七円となつております。

これらの数字はいずれもボーナス等が入つてい  
ない月給でございます。その点は自治省の調査と  
同じかと思ひますが、年齢のところが三十二歳の  
ところしかございませんので、勤続五年という数  
字が必ずしもはつきりわからぬわけでございま

○竹内(益)委員 文部省のほうで、文部省の学校の事務職員の給与は、十八歳の初任給が三万七千五百円、五年目、二十三歳が四万五千二百円、十五年目で五万七千三百円、最終の五十五歳の退職時が十三万五千九百円という形になっていて、これが六%のプラスがつく、こういう形であります。

そこで、いま内村局長からトータルの話がありましたが、茨城県の農協の場合においては、十八歳の初任給が四万一千円、これは労働組合に組織された組合員の賃金です。二十歳で四万三千三百六十円、二十五歳が五万三千六十九円、四十歳が七万八千八百円で、最終五十五歳、これは九万五千円になっている。それから連合会の職員の給与は十八歳が四万四千円、二十歳で四万六千七百七十円で、二十二歳が五万四百円、それで四十歳が十万三千円、五十五歳で退職のときが十三万五千円、こういう形になっています。

それで問題は、この全体の中で、同じ自治体の中で——自治体の職員の給与は手当の入らない本俸だけですね。

○小林説明員 先ほど申し上げました初任給、それから五年以上七年未満、それから十年以上十五年未満、これらにはそれぞれ手当が加算してございます。三十五年以上のところだけが加算した数字がございませんので、本俸だけ申し上げたわけでございます。

なお、私のほうの調査は四十七年四月一日現在の一般行政職の調査でございます。

○竹内(益)委員 そういうように同じ町村に職場を持つ者が、農協あるいは森林組合、それから町村の役場、これに学校の事務職員、こう比べてみて、相対的に全体的に低いということはまことに思ふのです。とりわけ組織をされない、未組織の形の中にある農協なり漁協なりの職員の給与というものは、その中でも安いし、連合会と単協と比べてみたら、連合会に比べて単位農協はさらに低い、こういうことになる。これはもう茨城県の例で明らかです。

このような低い賃金というものをやはり高めなければ、これは農林漁業のいろいろなシステムが変わつても、本来の安心した、安定した保障にはならない。こういうふうに私は思いますので、この点についてはまたあとで、どうしたらこれを高めることができるか、これはこの前から議論がありましたたが、その議論に続いてなお議論をしたいと思います。

○内村(皇)政府委員 五万円以下が何人いるかといふことにつきまして、いま資料を調査中でござりますが、二十年勤続の組合員の平均標準給付は八万四千四百九十四円になつております。そこで、現に年金をもらつてゐる人で、五万円以下の数字につきましては、現在調べておりますけれども、数字があれば御報告申し上げます。

○竹内(通)委員 では時間の関係もありますが、こちらから報告します。

二十年以上働いて五万円以下の給与をもらつてゐる者が、全体の先ほど言った四十一万九千二百五十九人の中でその約一割以上、四万七千三百八十六人ほどいる。そして二十九年働いて五万円以下の者が五人もいる。こういうよくな低い賃金の者はどういふところにいるのかということについて、これはわかるでしょう。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○内村(良)政府委員 五万円以下の数字を、まことに申しわけございませんけれども、持つておりますので、私どもが調べました昨年の十月一日ませんので、私どもが調べました昨年の十月一日現在で、標準給与が二万六千円未満の者が五千三百九十六人いるわけでございます。これは組合員數の約一・二九%に当たつてゐるわけでございま

仕事をしているかについて、全般的な調査はございませんが、組合員期間おおむね十五年以上の者について、事例的に調査したものと総括してみますと、次の四つぐらいに分けられるのではないか。これも全般調査ではございませんので、部分調査でございますが、まず第一に、農協、漁協の支所の住み込みの用務員、これは掃除だとかお茶出しなど、留守番を兼ねている人たちでござります。これはかなり年をとっている人が多うございまして、そういう住み込みの用務員の人たち。それから次に、土地改良区のポンプの管理人でございます。これは田植えの時期等の排水管理等を行なう人でございます。それから第三は、嘱託に近い形で農協や漁協に勤務している獸医さん等、これはほかにも仕事を持つておられまして、嘱託に近い形で月給をもらっているというような形の方々。それから、先ほども最初の御答弁で申し上げましたけれども、役員も入るものでござりますから、名目的な給与を受けている組合長等といいうような人たちではないかというふうに、大体事例的な実態調査ではそのようなかつこうになつております。

合併が農協の職員の給与を上げる一つの道であるという話があつたけれども、それだけではなくて、なおまだいろいろあるだろうと思うのです。この点について、農協の合併ということをうだけれども、それ以外に、なお農協の職員の地位と給与、そういうものを上げていく、全体として農林年金の対象者の所得を上げていくということについての努力 指導というものはされておらないか、その点どうでしよう。

○内村(良)政府委員 農協の職員の給与を上げるということは、ここでも何回か論議の対象になつたわけでござりますが、いずれにいたしましても、農協の經營の問題に非常に密接に結びついてくるわけでござります。そこで、われわれといったましましては、農協の經營をよくしなければいかぬということをございます。そこで、經營をよくするためには、事業量をふやし、さらに経費の合理化ということをやらなければならぬということです、合併によって事業量をふやしていく、さらに事務の機械化その他の合理化を進めるということで、基本的には農協の經營の改善、合理化によって職員の給与の改善をはかつていかなければならぬといふことは、申し上げるまでもないわけでございます。

そこで、実は私どもといたしましても、この農協の職員の給与が安い、その結果よい人材が集まらぬということは、これは農協の将来のために大問題だということで常々考えておりまして、いろいろ指導の面等で、たとえば検査をしたときなどいうところにむだがあるか、それを何とか多少給与の改善に向けられないかどうかという点も指導するようにはつとめておりますけれども、基本上には、やはり農協の經營がよくならなければ給与も上がらないということで、これは農政全体の問題に関連してくる問題でござりますけれども、その中で、農協の指導行政と申しますか、私どもの行政の範囲では、たとえば講習会をやる、検査をやるというようなことでやっておりますけれども、直接的に手が届かなくて、歯がゆい思いをし

ているというものが現状でござります。  
○竹内(猛)委員 農協の問題に触れて、最近の農  
協の労働組合の団体交渉の中で、どういうことが  
おもに中心になっているのか、賃金なのか労働条  
件なのか、それをどういうふうにとらえているか  
ということ、それが一つ。  
それから、現在、さうも飼料の質問をしたの  
ですが、茨城県に茨城飼料という工場がありまし  
て、これは石岡の駅の前にあるのですが、ここに  
いま三十五名の首切りが出ている。これは、一般  
に日本では飼料が非常に不足しておるといふその  
段階の中で、全農が鹿島に大きな工場をつくる。  
そうしてこの石岡の駅前のかなり歴史を持つてい  
る伝統的な工場の中で三十五名の職員を整理する  
ということをいま問題が起ってい。だから、  
このあとのほうのことについてはいずれ別なこ  
ろで調査をしてほしいわけですからども、前段  
の、いま農協の中で起きている交渉の中身、これ  
はどういうことが中心なのか、その辺のことにつ  
いて、農林省のほうでどういうふうにとらえてお  
るか、それはいかがでしょら。

○中尾政府委員 農協において労使紛争が多発し  
ておる要因は一体どういうところにあるのかとい  
う御質問かと思いますが、おそらくそれは、賃金  
があるいは合理化あるいはそれ以外のものに原  
因があるのかというようなことになろうかと思ひ  
ますので、簡単にお答え申し上げたいと思いま  
す。

単協におきます労使紛争の原因について調査は  
ございませんけれども、中央会、経済連、共済  
連、信連、御承知のように、連合会といつておる  
グループであります。百八十五における昭和四  
十六年九月から四十七八年八月までに発生した労使  
紛争の原因を農協労働問題研究所が調査したもの  
を見ますると、次のとおりになります。  
連合会等で争議行為がありましたのが百十。そ  
の原因は、賃金関係が最も多くて、ベースアップ  
が百五件でございます。諸手当が四十六件、また  
夏冬の一時金六十九件、年度末手当が二十二件、

Digitized by srujanika@gmail.com



は先生には私に説法でございますが、ある意味においては、あくまでも老後の困った人たちに対する救濟という意味があるわけでございまして、この年金制度というのは何も困った救済をする措置という形でなく、あくまでも相互扶助、たとえその若いときに積み上げていくといふ形においても、自分自身が保障されていくのだというわざる年金制度なのでございまして、その点はいささか、俗にいう社会保障制度とは異にするということの意味を私は申し上げたわけでございます。

その他における先生の御指摘におきましては、私たちが現行制度の不満足の点はせひとも解決しないかなければ相ならぬといふ前向きな姿勢であるという意識だけは、ひとつ十二分に買つていただきたいと思うわけでござります。その点はひとつ御了解願いたいと思います。

○柴田(健)委員 保障といふものは、次官、助けとなるとかなんとかという意味じやないのですね。ぼくは、そういう考え方がある限りは日本は年金制度の改革といふものにはうまくいかないと思うのです。どの産業、どんな職業に、どういう仕事の内容がどうあらうとも、老後の保障といふものはこれは平等でなければならぬと思うのです。それが原則だと思うのです。現行制度からいふと、年金それぞの種類において差はあるから問題があるのですね。差をなくするためにどうするかといふことです。問題は差をなくするためにどうするのか。差があることだけは次官認めておるのですね。現行の制度の中にいろいろ差がある。その差をなくするためにどうするかといふことを單刀直入に私は聞きたいのだ。

○中尾政府委員 差があることはこれはもう認められるわけでござりますが、これを一挙に解決することができないといふことから、徐々に一步一步解決していくといふ方向で考えておるわけでござります。

○柴田(健)委員 次官に基本的なことをお尋ね申します。上げたのですが、どうも明確にお答えにならないのです。やはり一步一歩前述をはからなければ

ならない、ことよりは来年ということになるわけにおいては、あくまでも老後の困った人たちに対する救済という意味があるわけでございまして、この年金制度といふのは何も困った救済をする措置といふ形でなく、あくまでも相互扶助、たとえその若いときに積み上げていくといふ形においても、自分自身が保障されていくのだというわざる年金制度なのでございまして、その点はいささか、俗にいう社会保障制度とは異にするといふことの意味を私は申し上げたわけでございます。

その他における先生の御指摘におきましては、

私たちが現行制度の不満足の点はせひとも解決し

しないかければ相ならぬといふ前向きな姿勢であ

るといふのがおかしいのであって、これを早く解

消すべきだと私は思う。それだから、遺族の最低

保障額にして、五万五千二百円という数字が出

てくる。そうして一日が百五十円だといふような

割り算方式で計算してみると、一日百五十円なら

どうも社会保障とも言えない。遺族の保障につい

てもそういう矛盾が出てくる、おかしいじゃない

かということがになってくる。たとえば百五十円の

いまの経費といふものは、野犬狩りをするでしょ

う、野犬狩りをしてくると一週間どうしても保健

所で係留しなければならぬ。これは法的に示さ

れている。買い主があらわれるまで、補獲をして

すぐばっさり殺すわけにいかない。一週間係留を

して飼育するわけです。買い主が出ない場合に

は、一週間後にこの野犬を電気であらうと何であ

ればならぬ。これだけの細心の注意と、そうして号令

をかけるだけの思いやりがなければならぬと思う

のです。この点、局長、どうですか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生が御指摘の

あつた点、私ども非常によくわかるわけでござい

ます。しかしながら、年金の問題につきまして

は、御承知のとおり、厚生年金をはじめといたし

まして、国家公務員、地方公務員、公共企業体、

その他のいろいろ年金の制度があるわけでございま

す。そこで、その制度も大体共済年金につきまし

ては旧法といふものがございまして、それからそ

の制度の改善のために新法といふものがあるわけ

でござります。さらに一つ問題は、先ほども先生

御指摘の社会保障かどうかといふ話で問題になつ

たわけでござりますが、共済の場合には、掛け金

を掛けて、その掛け金に基づいて年をとつたら給

付をもらら、もちろん保険のように収支相等の原

則だけでやつているわけではございません。した

がいまして、整理資源の問題だとかいろいろ社会

保障的な色彩を持つた面もあるわけでござります

が、いずれにいたしましても、基本的には掛け金

を掛け、それによつて一定の年齢に達しやめた場

ならぬ、ことよりは来年ということになるわけ

ですが、それなら明年度、いまわれわれがこれか

ら申し上げる点について解決するという考え方

でござります。

そこで、繰り返して申しますけれども、各年金

立つてお答えを願いたいと思うわけです。あなた

が前進をはかるように取り組んでいくというその

姿勢だけは出たのですから、そういう姿勢の中か

も、

もらいたい、こう思います。

まず私は、旧法による矛盾、新法と旧法との矛

盾といふもの、これがいま一つのガンになつてお

るよう思つうわけです。だから、旧法の制度を残

すというのがおかしいのであって、これを早く解

消すべきだと私は思う。それだから、遺族の最低

保障額にして、五万五千二百円という数字が出

てくる。そうして一日が百五十円だといふような

割り算方式で計算してみると、一日百五十円なら

どうも社会保障とも言えない。遺族の保障につい

てもそういう矛盾が出てくる、おかしいじゃない

かということがになってくる。たとえば百五十円の

いまの経費といふものは、野犬狩りをするでしょ

う、野犬狩りをしてくると一週間どうしても保健

所で係留しなければならぬ。これは法的に示さ

れている。買い主があらわれるまで、補獲をして

すぐばっさり殺すわけにいかない。一週間係留を

して飼育するわけです。買い主が出ない場合に

は、一週間後にこの野犬を電気であらうと何であ

ればならぬ。これだけの細心の注意と、そうして号令

をかけるだけの思いやりがなければならぬと思う

のです。この点、局長、どうですか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生が御指摘の

あつた点、私ども非常によくわかるわけでござい

ます。しかしながら、年金の問題につきまして

は、御承知のとおり、厚生年金をはじめといたし

まして、国家公務員、地方公務員、公共企業体、

その他のいろいろ年金の制度があるわけでございま

す。そこで、その制度も大体共済年金につきまし

ては旧法といふものがございまして、それからそ

の制度の改善のために新法といふものがあるわけ

でござります。さらに一つ問題は、先ほども先生

御指摘の社会保障かどうかといふ話で問題になつ

たわけでござりますが、共済の場合には、掛け金

を掛け、その掛け金に基づいて年をとつたら給

付をもらら、もちろん保険のように収支相等の原

則だけでやつしているわけではございません。した

がいまして、整理資源の問題だとかいろいろ社会

保障的な色彩を持つた面もあるわけでござります

が、いずれにいたしましても、基本的には掛け金

を掛け、それによつて一定の年齢に達しやめた場

合に給付をもらうという仕組みになつておるわけ

でござります。

そこで、繰り返して申しますけれども、各年金

立つてお答えを願いたいと思うわけです。あなた

が前進をはかるように取り組んでいくというその

姿勢だけは出たのですから、そういう姿勢の中か

も、

もらいたい、こう思います。

まず私は、旧法による矛盾、新法と旧法との矛

盾といふもの、これがいま一つのガンになつてお

るよう思つうわけです。だから、旧法の制度を残

すというのがおかしいのであって、これを早く解

消すべきだと私は思う。それだから、遺族の最低

保障額にして、五万五千二百円という数字が出

てくる。そうして一日が百五十円だといふような

割り算方式で計算してみると、一日百五十円なら

どうも社会保障とも言えない。遺族の保障につい

てもそういう矛盾が出てくる、おかしいじゃない

かということがになってくる。たとえば百五十円の

いまの経費といふものは、野犬狩りをするでしょ

う、野犬狩りをしてくると一週間どうしても保健

所で係留しなければならぬ。これは法的に示さ

れている。買い主があらわれるまで、補獲をして

すぐばっさり殺すわけにいかない。一週間係留を

して飼育するわけです。買い主が出ない場合に

は、一週間後にこの野犬を電気であらうと何であ

ればならぬ。これだけの細心の注意と、そうして号令

をかけるだけの思いやりがなければならぬと思う

のです。この点、局長、どうですか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生が御指摘の

あつた点、私ども非常によくわかるわけでござい

ます。しかしながら、年金の問題につきまして

は、御承知のとおり、厚生年金をはじめといたし

まして、国家公務員、地方公務員、公共企業体、

その他のいろいろ年金の制度があるわけでございま

す。そこで、その制度も大体共済年金につきまし

ては旧法といふものがございまして、それからそ

の制度の改善のために新法といふものがあるわけ

でござります。さらに一つ問題は、先ほども先生

御指摘の社会保障かどうかといふ話で問題になつ

たわけでござりますが、共済の場合には、掛け金

を掛け、その掛け金に基づいて年をとつたら給

付をもらら、もちろん保険のように収支相等の原

則だけでやつしているわけではございません。した

がいまして、整理資源の問題だとかいろいろ社会

保障的な色彩を持つた面もあるわけでござります

が、いずれにいたしましても、基本的には掛け金

を掛け、それによつて一定の年齢に達しやめた場

合に給付をもらうという仕組みになつておるわけ

でござります。

そこで、繰り返して申しますけれども、各年金

立つてお答えを願いたいと思うわけです。あなた

が前進をはかるように取り組んでいくというその

姿勢だけは出たのですから、そういう姿勢の中か

も、

もらいたい、こう思います。

まず私は、旧法による矛盾、新法と旧法との矛

盾といふもの、これがいま一つのガンになつてお

るよう思つうわけです。だから、旧法の制度を残

すというのがおかしいのであって、これを早く解

消すべきだと私は思う。それだから、遺族の最低

保障額にして、五万五千二百円という数字が出

てくる。そうして一日が百五十円だといふような

割り算方式で計算してみると、一日百五十円なら

どうも社会保障とも言えない。遺族の保障につい

てもそういう矛盾が出てくる、おかしいじゃない

かということがになってくる。たとえば百五十円の

いまの経費といふものは、野犬狩りをするでしょ

う、野犬狩りをしてくると一週間どうしても保健

所で係留しなければならぬ。これは法的に示さ

れている。買い主があらわれるまで、補獲をして

すぐばっさり殺すわけにいかない。一週間係留を

して飼育するわけです。買い主が出ない場合に

は、一週間後にこの野犬を電気であらうと何であ

ればならぬ。これだけの細心の注意と、そうして号令

をかけるだけの思いやりがなければならぬと思う

のです。この点、局長、どうですか。

○内村(良)政府委員 ただいま先生が御指摘の

あつた点、私ども非常によくわかるわけでござい

ます。しかしながら、年金の問題につきまして

は、御承知のとおり、厚生年金をはじめといたし

まして、国家公務員、地方公務員、公共企業体、

その他のいろいろ年金の制度があるわけでございま

す。そこで、その制度も大体共済年金につきまし

ては旧法といふものがございまして、それからそ

の制度の改善のために新法といふものがあるわけ

でござります。さらに一つ問題は、先ほども先生

御指摘の社会保障かどうかといふ話で問題になつ

たわけでござりますが、共済の場合には、掛け金

を掛け、その掛け金に基づいて年をとつたら給

付をもらら、もちろん保険のように収支相等の原

則だけでやつしているわけではございません。した

がいまして、整理資源の問題だとかいろいろ社会

保障的な色彩を持つた面もあるわけでござります

が、いずれにいたしましても、基本的には掛け金

を掛け、それによつて一定の年齢に達しやめた場

合に給付をもらうという仕組みになつておるわけ

でござります。

ループになつて検討することになつております。そこで昨年も大体五回ぐらい文部省とこの問題については話し合つておりますけれども、まだ明確な結論を出していないというような段階でございまして、終局的には国の共済年金全体の問題として扱わなければならぬというふうな考え方を持つておるのでござります。

○中尾政府委員 これは非常に大事な問題でござりますから、これは私の責任の範囲内においてとお答えさせていただきますならば、先ほどの先生の御指摘の、特に比喩的な例を出しまして大の問題等も出しましたけれども、これはほんとうに考えてみると、一日百五十円というのはひど過ぎるじゃないか、ただ、最低保障額というわけじございませんので、その点は御理解願えるといしましても、ただ、現実にこういう形で年金制度というものが成熟をしておらないということだけは事実でございましょうから、そういう点はひとつ国の問題として関係ある省に、大蔵、厚生その他にも呼びかけまして、私どもの省におきましては十分意見を集約いたしまして、存分にこの問題は先生の意に沿うように話し合つていかなければいけない。先生の意に沿うようにというよりもむしろ国家的将来の課題であるという感じが私はしてなりませんので、それは十分心得ておるつもりでございます。

案を出したわけですが、一応説明だけはしてある。そういうことを考えて、国全体なら政党は責任があるわけですから、自民党としてもこの点については力を入れてもらわなければならない。そこに意見の意思統一が生まれてくると思うわけですね。次官、国全体で、段階がちょっと上に上がった、局長段階ではもうだめだ、農林省だけではだめだ、そういう結論が出ているわけですかね。次官、國全体で、段階がちょっと上に上がった、局長段階ではもうだめだ、農林省だけではだめだ、そういう結論が出たそこから先の取り扱いをあなたたちの責任でどうするか、もう明年中に話をつける、こういうある程度の日程といふものの日算、立ちませんか。

○中尾政府委員 先生御指摘の日程は、いまプログラムとして立てることはできませんけれども、さつそく自民党に、ここにも農林部会長がおられますし、農政のベテランがおられるわけでございまますから、自由民主党筋のサイドでは私も存分に諸先生、同僚と話し合って、この問題に対する姿勢は考えていくことができるかと思うのでございまます。そういう意味におきましても、野党側の立場で、諸先生方の意見も政黨サイドで十分御開陳願いまして、煮詰めていただければありがたいと感じがいたします。

○柴田(櫻)委員 先ほど竹内委員も言われておりましたが、農業団体におられる職員の皆さんにはそれぞれ賃金に格差があるわけです。低いところもありますが多少いいところもあるといふうにばらばらです。これはやはり行政指導の欠陥だと思います。仕事の内容もそろ差があるわけじゃないのですから、仕事の内容、それから分量、そしてまた労働時間その他を考えて、どうしても賃金をよくしてやらなければ——けさの新聞かきのうの新聞を見ると、どこのゴルフ場では十四、五歳の中学生をキャディーに頼んで一日四千円もやっている。それが労働基準法にひつかつたようですが、十四、五歳に四千円もやるようなときに、またいろいろな地域で農林災害、土木災害、あらゆる災害復旧工事に人手が足りない。五千円くらい

円がいま基準になつてゐる。農協の職員を日割りで見ると、せいぜい一日千五百円から二千円まで。普通は倍くらいもらつてゐる。他の賃金分配と農協職員の賃金分配、要するに、労働者の所得分配の方法が日本の場合はばらばらだし、むちやくちやといわれるわけですが、所得分配をもつと国全体として考えなければならぬ気もいたしますけれども、当面農協職員、農業団体の職員の給料が低いということは、政務次官、認められるでしょう。どうですか。

○中尾政府委員 給料分配というのはほんとうにむずかしい面がございまして、私どももそれにはいつもギャップに悩まされるのでございます。たとえば東北あたりから十七、八歳のお嬢さんが口紅一つで上京してきましたならば、翌日ちょっとアルバイトサロンで働けば一日に八千円から一万円もらえる。あるいはまたワーンステージちょっと出れば、とたんに所得は年間に数千万円になる。これは私どもがとても考へられない夢想的な巨額をもららう、これは一つの矛盾ではあらうかと思うのです。その中でも、特に農協といわゞ給料制度のところは、ほんとうに考へなければならない問題である。同時にまた、いま先生御指摘のとおり、決して農協の給料がほかよりもいいということを認めるものではありません。そういう点におきましては、まだまだこの問題は考へていかなければ相ならぬという感じがしております。ただ、これはひどくとえに農林省がどうこうという問題ではなく、たゞ御質問に率直に答えていただきますれば、そういう感想は率直に持つておるものでござります。

○柴田(健)委員 いまの日本全体の所得の分配方

細川隆元さんはあれだけ毒舌を吐いて、地方講演を頼むと、一時間に普通四、五十万取られるそうですね。日本の場合は、自由業というのとども、ややこしい。自由業という部門に携わっておる諸君は、どうも基準がない。取れるだけ取ろうといふ主義になつておる。いま唐島基智三さん、あります出られませんが、唐島基智三さんの奥さんが私の郡から行つた。ところが、家のところだから、というて講演を頼んでも、車馬賃は別に払つて、まあ四十五分か五十分しゃべつて、安うしてあげるといつて、一時間足らずで二十万も二十五万も取るわけですからね。だから、自由業といふものは、どこが基準なのかよくわからぬ、正直にいうと、も弁護士でも何が基準かわからぬ。要するに、所得分配の方法がどうもでたらめだ。どちらかといふと、日本をつくり出してきたのは労働者ですよ。漁民であろうと労働者であろうと農民であろうと、使命感を持つてきた。その使命感をだんだん方を頭痛の種になると思ひますが、農民は非常な使命感を持つて長い歴史をつづってきた。あなたが政策をとるところに問題がある。農民だって、今度米価問題で本格的になるのでしょうか、皆さんなくするような貸金政策をとるところに、所得も御承知のとおり。いま競馬、競輪やゴルフ場、ボウリング場で、将来、日本にこういうものがはびこつて、どんな文化が残るだろうかという気がするのです。次官、そう思ひませんか、正直いふて。いま、日本の文化庁で指定している無形文化財の大半は、農民や漁民や働く者がつくり出した。一つの民謡にしてもそうでしょう。踊りにしてもそうでしょう。それぞれの地域で苦しみみながんに親しまれ、愛されていく一つの文化として残つてゐる。競馬、競輪やギャンブルでどれだけ感じなければならぬと思うのですね。たとえば、

の文化が残るだらうか。そういう使命感のない産業を発展させて、ただ遊びのためにといふことでどれだけ日本の文化が築かれていくだらうか、こういう気がするのです。それから働く者が今日、日本の、どれだけの文化を築いてきたか。そういう働く者は何から築いてきたか。使命感を持つてきた。その使命感を剥奪するような賃金政策、所得政策をとるところに問題があると私は思うのであるとしても、やはりそういう点を踏まえて、あたたかい思いやりといふものが基本ないと、いい制度にはならぬと私は思うが、次官、その点はどうですか。

○中尾政府委員 私は、もう柴田先生と言わず諸先生方の話を聞いておつて、いつも非常に感動するのです。これはむしろ、柴田先生などは私たちの自民党にはしいと思うほど感動するのであります。これは実際、私は絶えずそういう気持ちで考えておるのでござります。はつきり申し上げて、私自身もいまの所得分配分というのには不満が多い。特に私は先般タクシーに乗りましたらば、タクシーの運転手さんが、實に喫かわしいことで思つて、つい先日久しぶりに私自身も疲れをとろうと思つてサウナぶろに入つたらば、二十五、六歳の若者が一人そばにすわつておつて、おまえ充つた——ゴルフの会員権です。そして、それがもう三十万ぐらい値が上がつたから売つたかといふりとりをしているのを見つて、サウナぶろで單に汗を流していながら、片やどんどん不労所得を得てもらいたいのだと私は思つております、こう率直に言つております。汗を流さずに、勤労もせずに不労所得がいたずらにふえていくといふこのあたりさまは、私も懐嘆にたえません。その点は全く柴田先生の気持ちはそのまま

ま私のもの気持ちであります。そういう意味におきましては、ある意味におきまして先生方からそういういろいろな示唆を賜わりまして、私どもも足らざる点を補つて、一步一歩解決点に踏み出していくことを、こういう気持ちでございます。

○柴田(健)委員 次官、農業団体の職員はまん中にはさまれて苦労しているのです。賃金はほんとうにほし。けれども、農民の所得を見るとどうも強い要求も出せない。しかし、仕事の分量は年々ふえる。そして、この多様化していくいろいろな複雑性の中で、それぞれの処理をしていくためには、それぞれの機能をフル回転しなければならない。心身ともに疲れるといふ、この精神的な面、肉体的な面の疲労といふものは非常にふえておる。そういう点から、まん中にはさまれて、上からの仕事はふえてくる。下からは、農民のいまの生活の実態といふものを見る限りにおいては、賃金要求も十分できないという苦しみがあるわけですね。それのコントロールをとつてやるのが農林省じゃないのでしょうか。次官、どう思いますか。

○中尾政府委員 その点においては、農林省だけではなく、考えておりますが、特に私どもが土に親しむ農林問題といふものに取り組んでいたヒューマニズムといふものはそこにあるのだといふ感じがしております。

○柴田(健)委員 次官も農村出身だからよく理解されてゐると思いますけれども、農民が長い間、たとえば米つき節もあなたは知つておられると思う。木びき歌もよく知つておられると思う。あの歌を読んでみて、農民がどれだけ苦しい風雪に耐え忍んだ中からそういうものをつくり出してきたが。それが綿々と続いてきた。ところが、高度経済政策で、土地に対する価値観も失わせる。生産意欲、勤労意欲も失わせる。それは要するに農産物の価格政策がない。それから所得配分がだんだん不均衡を来たす。それが波及的にいろいろな分野に發展してきているわけですね。この点を考えると、どうも心配であります。

要かといったら、心だと私は思う。何としても心だ。農民の精神構造を変えてもらわなければならぬ。変えさせるためにはどうしたらしいのか、私は心だと思うのですね。いまその心を壊してしまった。農村を破壊し、農民を苦しめて、おまけに心まで破壊してしまつたところに、農業団体の職員がいまどれだけ現状を見詰めて苦しんでおるかということを、もつとすなおに政府当局は認めなければならぬと私は思う。ほんとうに気の毒だと思ふ。そういうものを踏まえて、一つの法案を作成するためには、ただ場当たり式、思いつき、ただセクト主義といふような官僚主義的な法の改正では、十分な改正とは言えないといふ方法を私は持つてゐるわけですね。ですから、一日も早く心をふるい立たせる、取り戻すといふように、何としても人間の心を取り戻すような政策が必要だ。そこには、行政面においても、政治面においても、経済面においても、両々相まっていくよう、そういう発想でなければならぬと思うのですが、次官、どうですか、その点は。

○中尾政府委員 先生の御指摘のとおりでござりますが、私はその心といふのは非常に大事である。その心を取り戻すのは、経済面、政治面と先生のおおっしゃるほかないに、あと一つかかえて加えて教育面を指摘しなければいけないといふ感じもするのでござります。私は先般、これはひとつ先生にもお聞きいただきたいと思うのでございましてお話し申し上げたいと思うのでございまが、先般、ラフカディオ・ハーンの本にも書いてあつたのでござりますが、少なくともいまの日本人の心の中に失われつゝあるものがある。それから、次に沖縄の職員の皆さんですが、これは数についてはどの程度あるのか私も十分確認しておりませんが、どちらにいたしましても、二十数年の間異民族の支配の中で苦しんできた。そして農業のいろいろな諸情勢は非常におくれておられる。基盤整備にしてまつた兵庫制度にいたしましても、すべておくれておる。その中で職員のほうのこれもおくれてきておるということからいえば、ここだけは何らかの特別な方法はとれないものだらうか。この点について政務次官、あなたがわからぬがというお話をいたしましたので、

○内村(良)政府委員 まず沖縄の組合について数々に所得を求めて、いつでも安らかになり得るの見解を開きたいのです。



○柴田(健)委員 いままではこの農林中金の役員は天下り官僚がどつと入っておつた。ところが、それではだめだ、ほんとうの農業団体として農民に与える印象が悪いということで改正して、役員の選出も変えたし、純粹な農業団体としていま新しい船出をしているのですよ。ですから、もう農業団体として認知すべきだという気持ちなんですね。われわれはそう判断をしていい。そういうことを考えたら、もうこの辺で、厚生年金のほうへ入つておられようとも、これはひとつやめてもらつて、中金は農林年金のほうに入つてもらうのだ、こういうことで明確に出していくならば、農林中金の幹部の皆さんも、農林省がそういう見解なら、内部のいろいろな矛盾の調整や、他の厚生年金に入つておる皆さんとも話し合いを始めて、徐々に、一べんにといふわけにはまいりますまいが、それには制度改革も必要ありますから、いろいろとこの作業が始まるとと思うのですね。農林省が明確に出さないからもたたずむのであつて、あなたのはうが明確に出したら、われわれも農林年金のほうに、早く入りなさい、こういう呼びかけも運動もできるわけですね。組合のほうにも話ができる。皆さんが早く明確に方向を出してもらえれば、われわれも助言や協力はできる。指導はできない、指導できる立場ではないのだから。助言やいろいろな協力はできる。だから、そういう範囲内でのひとつまとめていく、足並みをそろえていく、そういう方法をとりたいと思うのですから申し上げているのであって、じゅましまたり追及したりしているのではないのです。だから、どうですか、次官、もうはつきり認知して入るべきだ、入るのが好ましい姿だ、こういうお答えを願いたい。

私どもはやはり特殊法的な色彩を残しているといふに考えておりますので、この農林漁業団体職員共済組合法第一条の農林漁業団体に読めるかどうかという点は、まず先ほど申しましたように、中金が厚生年金から農林年金に移りたいということを決定して農林省に申し出があつた場合に、私どもは今度は関係方面との第一条の団体の中に書けるかどうかという点についてはなお検討しなければならぬ問題がいろいろあるわけでございます。したがいまして、その点について、いわゆる農業団体ということばの解釈でございますが、まあ、かたい法律的な解釈でございますと、農業団体ということは別にいたしまして、この農林漁業団体職員共済組合法第一条の中にも農林中金といふことが書けるか書けないかということは、これは法制局等の法律の専門の人たちいろいろ相談しなければならぬ問題はなお残つておるというふうに事務的には考えております。

○柴田(健)委員 農林中金は、中金法改正の解釈をする。どうも日本の法律は解釈法律だから、どんなふうにも解釈するのですね。農林中金法の審議をするときに、たとえば生協に貸し付けをどうだ。ところが、あれは農業団体でないという論理でしよう。農林中金の融資先は、貸し出しも預け入れもとにかく農民の資金、農業団体だ、あなたはそういう答弁をしたじゃないですか。今度は農林中金は農林年金に入れと言つたら、また別の方の解釈、あなた、どつちがほんとうだ。

○内村(良)政府委員 農林中金は、中金法改正の際に御答弁申し上げましたように、わが国の農林漁業の協同組合の中核の金融機関でございます。そのとおりでございます。ところが、中金はそのいふものがそこに出でまいります。中金の機能といたることは、農林漁業協同組合の中核の金融機関としていろいろ効かなければならぬということは、そのとおりでございます。ところが、中金はその半面、たとえば農林債券を発行しております。そこで、農林債券の発行につきましては、不特定多

数の人から金を集めているという面もございまして、中金 자체がそれでは完全なる農業団体であるかあるいは特殊法人であるかという点につきましては、特殊法人的な色彩は弱めております。三十六年までは理事長、理事は全部主務大臣の任命でございました。それが三十六年の改正で、理事長と監事は出資者総会で選ばれるといふに変わりました。さらに今度の改正で、理事長が任命する副理事長と理事は、出資者総会の同意を得て任命するといふに御承知のとおりなりました。したがいまして、逐次いろいろな問題がございました。やはり法律論としても、法律論として見た場合に、中金が完全なる自主的な農業団体であるかあるいは特殊法人であるかということにつきましては、やはり法律論としては特殊法人的な色彩がまだ残っているといふに私どもは考えておるわけでございます。しかしながら中金そのものがそれでは農業団体から入っては、中金自体、その中金そのものがそれでは農業団体から入つては、法律上若干問題があるということでござります。

○内村(良)政府委員 農林中金の機能から見て、広い意味の農業団体であるということは、私もそう思います。しかしながら、法律論を申し上げて、へ理屈を申し上げて恐縮でございますが、農林漁業団体職員共済組合法の第一条の農業団体であるかということは、法律論としてなお検討すべき問題があるのでないかというふうに考えております。

○柴田(健)委員 そうすると、もう農業団体と認めまして、将来農林年金制度に入つてもらうためには、法の改正をする意思があるのですか、いつやるのですか、政務次官、ちょっと答弁してください。

○中尾政府委員 その問題、中金の意向を十分詰めまして、それから漸次検討していかなければならぬと思いますが、これは決してへ理屈論ということじやなくして、局長の答弁しておりますのは、あくまでも、いま現行法のたまえから、たてまえ論で言うおわけございまして、いわゆる情感といいましょうか、そういうものの考え方からいきますると、それはもう先生のおっしゃるとおり、農林中金は、農業団体そのものがあつての農林中金であるということのたまえからいけば、そういう方向が好ましい状況ではあるけれども、たてまえ論上、法制上やむを得ない、こういう御答弁だと御解釈願えればありがたい、こう思つております。

○柴田(健)委員 局長、どうですか、法の改正。

○中尾政府委員 ですから、これは法の改正は、農林中金と十分に詰めまして、農林中金の意向がどういう考え方立つのか、その点も十分意向を聞きただして、その反映の上に立つて私ども自身習つてくるか知らぬけれども、もつとすなおになつたらどうですか。

---

が詰めていかなければならぬ問題である。これは検討いたします。

○柴田(健)委員

次官のほうはややニュアンスが違つたのですが、もう入つてもらうべく将来折衝もし、努力をするといふように判断してよろしいか、どうですか。

○中尾政府委員

いや、これはもう先生の御提議なさつたことですから、ただそれに対する私の感想を求められたわけでござりますから、特にこの問題は私は中金の方々ともお話しをするつもりでございます。

○柴田(健)委員

時間が来ましたからもうやめますが、もう一つ次官、これは政治的な配慮を願わなければならぬのは、やはり国庫補助がいままで一八%で抑えられて、これは二〇%にしろという長年の懸案なんですね。それからこの二〇%は与党の自民党の皆さんも非常に努力をされておるようですが、何としても早急にこの二〇%は解決しなければならぬと思うのですね。これはもう緊急を要する問題だと思うのですが、どうですか、次官、国庫補助の二〇%に引き上げの問題。

○中尾政府委員 ちょっとこの問題は局長に答弁を申させたいと思います。

○内村(良)政府委員

御承知のとおり、四十七年から一六%が一八%になりまして、それに財源調整費の一・七七%がついておりますので、大体実質には二〇%程度になつたわけでございます。これ引き上げるかどうかというのは大きな政策の問題で、私ども事務官僚でございますが、一生懸命努力したいといふふうに思つております。

○柴田(健)委員 事務官僚ではできないものを事務官僚に答弁させたんじや、次官、その点、ちょっとあなたもう一へん、私はあなたを大臣だと思って質問を盛んにしておるのであります。

○中尾政府委員 こまかい内容のことを先に答弁させまして、私はあとで意思を述べるつもりでございましたが、これはもう最善の努力を払つつもりでございます。

○柴田(健)委員 わかりました。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後一時十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十六分休憩

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出、森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案及び芳賀貢君外十名提出、国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

○佐々木委員長 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について趣旨の説明を聽取いたします。櫻内農林大臣。

○櫻内農務大臣 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

○佐々木委員長 内閣提出、森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について趣旨の説明を聽取いたします。櫻内農林大臣。

○内村(良)政府委員 御承知のとおり、四十七年から一六%が一八%になりましたが、一生懸

命努力したいといふふうに思つております。この重要な手等として国民生活と深く結びついてきたことは御承知のとおりであります。

○櫻内農務大臣 いよいよ、森林の高度成長、都市化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い、森林の有する公益的機能の発揮に対する国民的要請が高まる一方、需要の増大

問題で、私ども事務官僚でございますが、一生懸命努力したいといふふうに思つております。

○柴田(健)委員 事務官僚ではできないものを事務官僚に答弁させたんじや、次官、その点、ちょっとあなたもう一へん、私はあなたを大臣だと思って質問を盛んにしておるのであります。

○中尾政府委員 こまかい内容のことを先に答弁

せまして、私はあとで意思を述べるつもりでございましたが、これはもう最善の努力を払つつもりでございます。

○柴田(健)委員 わかりました。

とを総合的かつ高度に發揮させるため、森林の適正な利用と健全な林業活動を確保することを旨として、森林計画制度の改善、開発許可制度の導入、伐採届出制度の強化等をはかるとともに、森林組合制度の改善強化と森林組合の合併の推進とをはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、森林計画制度の改善をはかったことであります。第一に、森林計画は、流域ごとに計画事項を明らかにすることを旨として定めるよう

にすることともに、地域森林計画は、自然的、經濟的、社会的条件及び利用の動向から見て森林として利用することが相当と認められる民有林について樹立することといたしております。

また、全国森林計画及び地域森林計画の計画事項として、新たに、森林の整備に関する基本的な事項及び森林の土地の保全に関する事項を加えるほか、これらの計画は、森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮を払つて定めるべき旨を明定することといたしております。

第二に、森林の土地の適正な利用を確保することといたしておる。民有林における一定規模以上の開発行為についての都道府県知事による許可制を導入することといたしたことであります。

すなわち、地域森林計画の対象となつておる民有林において、周辺地域に相当の影響を及ぼすお

よる開発行為につきましては、その事業として環境緑化木の販売等の事業、林地供給事業、保健休養の事業等を追加するとともに、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期する観点から、みずから森林の經營を行なうことができる道を開くことといたしております。

その二是、事業範囲の拡大であります。森林組合につきましては、その事業として環境緑化木の販売等の事業、林地供給事業、保健休養の事業等を追加するとともに、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期する観点から、みずから森林の經營を行なうことができる道を開くことといたしております。

第三は、管理運営体制に関する規定の整備であります。また、生産森林組合及び森林組合連合会につきましても、その事業の範囲を拡大することといたしております。

その三は、管理運営体制に関する規定の整備であります。第六に、森林組合の広域的な合併を促進しその運営が円滑に行なわれるよう、総代会の権限の強化、参事及び会計主任に関する規定の新設等の措置を講ずることといたしております。

第六に、森林組合の広域的な合併を促進しその運営が円滑に行なわれるよう、総代会の権限の強化、参事及び会計主任に関する規定の新設等の措置を講ずることといたしております。

第三に、伐採の届出制度に関する規定を整備いたしましたことであります。

この場合、都道府県知事は、その森林が現に有している土砂の流出等の災害の防止、水の確保及び環境の保全の機能を維持するという観点に立つて許可するかどうかを判断することといたしております。

第三に、伐採の届出制度に関する規定を整備いたしましたことであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容

行なわれるよう、森林所有者等が届け出た伐採計画が地域森林計画に適合していない場合や、その届け出た伐採計画が地域森林計画に適合してい

ない場合には、都道府県知事は、必要な命令を出すことができることいたしております。

第四に、森林施業計画の認定制度に関する改正であります。小規模經營林家の共同施業の推進を助長するため、新たに、一定の基準に適合する森林の圃地について共同して森林施業計画を樹立し、都道府県知事の認定を受けることができるこ

といたしてあります。

第五に、森林組合制度の改善強化をはかったこ

とであります。

その一は、森林組合制度の目的の整備であります。從来以上に森林所有者の地位の向上を重視する旨をその目的規定において明らかにすることといたしております。

その二は、事業範囲の拡大であります。森林組合につきましては、その事業として環境緑化木の販売等の事業、林地供給事業、保健休養の事業等を追加するとともに、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期する観点から、みずから森林の經營を行なうことができる道を開くことといたしております。

その三是、管理運営体制に関する規定の整備であります。第六に、森林組合の広域的な合併を促進しその運営が円滑に行なわれるよう、総代会の権限の強化、参事及び会計主任に関する規定の新設等の措置を講ずることといたしております。

第六に、森林組合の広域的な合併を促進しその運営が円滑に行なわれるよう、総代会の権限の強化、参事及び会計主任に関する規定の新設等の措置を講ずることといたしております。

第三に、伐採の届出制度に関する規定を整備いたしましたことであります。

この場合、都道府県知事は、その森林が現に有

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で本案の趣旨説明は終りました。

引き続き、本案の補足説明を聽取いたします。

○福田林野庁長官 本法律を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、森林計画制度の改善であります。まず、全国森林計画につきましては、水源の涵養、土砂の流出または崩壊の防止等の森林の有する公益的機能と木材生産等の経済的機能とを総合的かつ高度に発揮し得るようにするためには流域的にかんがみ、流域ごとに計画事項を明らかにすることを旨としてこの計画を定めることとしたおられます。

また、全国森林計画の計画事項を追加いたしまして、この計画が森林政策の長期的指標であることにかんがみ、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を明らかにすることとともに、急傾斜地が多いわが国の森林の現況から見て、土砂の流出または崩壊の防止、水源の涵養等の森林の有する公益的機能を一そく維持増進するためには、森林施業や森林の開発行為等に当たって地形、地質等の自然的条件と森林の樹根や表土の効用等とに十分配慮する必要がありますので、森林の土地の保全に関する事項を明らかにすることといたしております。

次に、地域森林計画につきましては、まず、この計画の対象とする森林を、自然的、経済的、社会的諸条件及び土地利用の動向から見て森林とし

いる諸機能に着目して森林のタイプ分けを行な

い、このタイプ分けをした森林についてさらにそ

の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を明らかにするとともに、先に述べましたよ

うな全国森林計画において定める森林の土地の保全その他の森林の土地の保全に関する事項を明らかにすることといたしております。

このほか、森林の有する自然環境の保全等の公

益的機能と木材生産等の経済的機能とを総合的かつ高度に発揮し得るよう、全国森林計画及び地域森林計画は、自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮を払うべき旨を法律上明確にすることといたしております。

第二に、民有林における大規模な開発行為についての都道府県知事の許可制の導入であります。

すなわち、地域森林計画の対象となつている民

有林において、周辺の地域に相当の影響を及ぼすおそれがあるような大規模な開発行為をしようとするときは、国または地方公共団体が行なう場合等一定の場合を除き、都道府県知事の許可を受けるなければならないことといたしました。この場合、都道府県知事は、その開発行為が現にその

森林の有している機能から見て、土砂の流出その他の災害の防止、地域住民の水の確保及び地域の環境の保全と、三つの点で支障を及ぼすおそれがないかどうかを基準としてその許可の是非を判断することといたしております。

第三に、伐採の届け出制度に関する規定を整備したことといたしました。

昭和四十八年七月十一日

有者等が提出した立木の伐採の届け出書に記載さ

れてる伐採面積、伐採方法または伐採齡に関する計画が地域森林計画に適合しない場合には、そ

の者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命

ずることができます。また、伐採の届け出書を提出した者の行なっている

伐採が、その届け出書に記載されている伐採面

積、伐採方法または伐採齡に関する計画に従つてない場合には、その者に対し、その伐採の計画

に従つて伐採すべき旨を命ずることができることといたしております。

第四に、森林施業計画制度の改善を行なったこ

ととおりまして、森林施業の合理化をはかるた

め、森林所有者が共同して施業することを相当と

するものとして政令で定める基準に適合する森林

について、森林所有者は、その有する森林の全部

を計画の対象としない場合であつても、これらの

森林を対象として共同で森林施業計画を作成し、

認定を求めることができる」といたしました。

第五に、森林組合制度の改善強化であります。

その一は、森林組合制度の目的規定を整備し

て、森林施業の合理化と森林生産力の増進をはか

ることのほか、森林所有者の経済的・社会的地位の向上をはかることも、森林組合及び森林組合連合会の直接的な目的とすることといたしました。

その二は、事業範囲の拡大であります。

まず、施設森林組合につきましては、林産物以外の森林の産物及び環境緑化木についても販売等の事業を行なうことができるようになります。

森林の施業及び経営を推進するために必要な林業

労働力の組織的・経営的確保に寄与するための事業、森林の

保健休養機能の増進のための事業、組合員の労働

能力を利用して行なう林産物等の加工に関する事業

を行なうことができるようにならしておられます。

また、組合員に出资をさせる施設森林組合につ

いては、このほか、森林の保育・整備及び森林

生産力の増進を期するためにはみずから經營する

ことが相当と認められる森林であつてその組合の

地区内にあるもの等の經營を行なうことができる

ようになるとともに、組合員の委託を受け、林業以外の目的に供されることが相当と認められる

林地の充り渡し等の事業を行なうことができるよ

うにいたしております。

次に、生産森林組合につきましては、新たに環

境绿化化の生産や森林を利用した農業を行なうこ

とができるようにし、森林組合連合会につきまし

ては、施設森林組合に準じて必要な事業範囲の拡

大を行なうことといたしております。

その三は、管理運営体制に関する規定の整備で

あります。まず、施設森林組合につきましては、

森林所有者と同一の世帯に属する者で委託を

受けた森林の経営を行なうものにも正組合員資格

を有する等組合員資格の範囲の拡大を行なうこと

といたしてあります。また、生産

森林組合につきましては、その組合員の組合事業

への従事に関する規制を緩和することといたして

おり、森林組合連合会につきましては、施設森林

組合に準じて所要の規定の整備を行なうことと

いたしてあります。

その四は、森林組合及び森林組合連合会の事業

を通じて森林の有する公益的機能の維持増進がは

かられるようになりますため、国及び都道府県が、森

林組合及び森林組合連合会の健全な運営と発達につけて助言、指導を行なう等必要な配慮をする旨の規定を新設することといたしております。

第六に、森林組合制度の改正と相まって、森林組

合の事業運営基盤を強化するため、合併しよ

まし、森林組合制度の改正と相まって、森林組

合の事業運営基盤を強化するため、合併しよ

まし、森林組合が共同して合併計画及び合併後の事

業経営計画を立て、その計画が適当であるかどうか

につき都道府県知事の認定を求めることができ

る期限を昭和五十三年三月三十一日までに延長

し、これに伴う税制上の特別措置と相まって、森

林組合の広域合併を促進することといたしております。

以上をもちまして森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○佐々木委員長 以上で本案の補足説明は終わりました。

次に、芳賀貢君外十名提出、國が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案について趣旨の説明を聽取いたします。角屋次郎君。

○角屋議員 たゞいま議題となりました芳賀貢君他十名提出にかかるが國が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を説明申し上げます。

わが國の森林面積は、二千五百万ヘクタールで國土のおよそ六八%を占めているとはいえ、國民一人当たりでは〇・二ヘクタールと世界平均の一・二ヘクタールの六分の一にすぎません。

すなわち、森林の果たす役割りは、國土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持形成、國民の保健休養などの公益的機能を確保し、木材その他の林産物を持続的に供給する等、國民生活の安定と福祉の向上をはかる上できわめて重要なものがあります。

また、木材需給の動向につきましては、さきに政府が公表した「森林資源に関する基本計画」並びに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」によりましても、わが國の木材需要は今後も大幅な増加の傾向を示し、すなわち、昭和四十六年度の総需要量は一億四百万立方メートルであり、供給量の内訳は國産材が四六%の四千八百万立方メートルと輸入外材が五四%の五千六百万立方メートルであります。十年後の昭和五十六年度には、総需要量は一億三千五百萬立方メートルに増大し、一方供給面では國內生産は依然として停滞から脱脚できず、自給率は三七%の五千万立方メートルにすぎず、不足分の六三%の八千五百万立方メートルを外材輸入にとよらざるを得ない状況となり、いまや日本は世界第一位の木材

輸入國に転落したのであります。

しかしながら、外材輸入をめぐる情勢を見ましても、わが國の木材輸入量はすでに世界の総輸出量の三〇%を占めており、各國においても、資源政策及び環境保全の両面から木材輸出に対する規制が一段と強化され、最近、アメリカ議会の上院における原木の対日輸出制限の動き等を見ても、わが國を取り巻く海外の木材事情は決して樂觀を許さない状況であります。

ひるがえつて、わが國の林業は一九七二年林業年次報告でも明らかなどとく、GNP至上主義の高度成長経済のもとで乱伐及び乱開発による森林資源の荒廃を招き、農山村の過疎化と労働力の不足、素材生産の減少と經營の不振により林業の生産活動は後退を余儀なくされており、なかなか國有林の造林事業の動向についても、造林面積は昭和三十六年の三十三万八千ヘクタールをピークに年々減少を続け、四十六年には二十五万五千ヘクタールと大幅に落ち込み、政府の民有林長期計画の達成率も八二%と低く、さらに今後は奥地化の度を加えることは明らかであります。

結局、造林が進まない最大の原因是、林道の未整備及び労働力不足に加え、經營上の不安と資金的制約によるものであります。

民有林野の造林は、林業基本法第十条に規定する森林資源に関する基本計画及び森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和四十九年度以降十五年間に実施すべき國营分取造林契約に基づいて行なう國营分取造林計画を立てることと

して、この計画において、造林の目標及び造林の事業量を定めるものとし、なお農林大臣はこの計画を立てるときは、中央森林審議会の意見を聞かなければならぬこととしております。

第一は、國营分取造林計画に関する規定であります。

第二は、造林実施地域に関する規定であります。

第三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第八は、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

森林の公益的機能を確保し、林業生産力の増大と林業従事者の所得の向上を期し、森林資源の充実をはかるため、民有林野に対する國营分取造林の制度を創設し、國有林野事業の組織、技術、労働力を及び資金を活用して十五年間に、百万ヘクタールの造林を目標に、國营分取造林を実施するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、國营分取造林計画に関する規定であります。

第二は、造林実施地域に関する規定であります。

第三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結することができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結する

ことができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第二十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第二十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第二十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第二十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第二十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第二十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第二十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第二十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第二十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第二十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一

定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結する

ことができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第三十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第三十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第三十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第三十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第三十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第三十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第三十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第三十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第三十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第三十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一

定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結する

ことができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第四十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第四十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第四十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第四十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第四十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第四十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第四十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第四十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第四十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第四十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一

定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結する

ことができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第五十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第五十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第五十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第五十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第五十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第五十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第五十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第五十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第五十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第五十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一

定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結する

ことができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第五十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第五十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第五十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第五十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第五十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第五十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第五十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第五十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第五十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第五十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一

定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結する

ことができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第六十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第六十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第六十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第六十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第六十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第六十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第六十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第六十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第六十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第六十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一

定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

有者を相手方として國营分取造林契約を締結する

ことができるとしております。

この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、國营分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第六十は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第六十一は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第六十二は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第六十三は、國营分取造林契約の締結についての規定であります。

第六十四は、國营分取造林契約の内容等の規定であります。

第六十五は、國营分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準としております。

第六十六は、國营分取造林契約にかかる造林事業に關する費用の繰り入れについてであります。

第六十七は、國营分取造林契約にかかる造林事業の執行を要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から國有林野事業特別会計の國有林野事業勘定に繰り入れるものとしております。

第六十八は、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

第六十九は、國营分取造林契約を締結したい旨の中の所有者が國营分取造林契約を締結したい旨の中

し出をした場合、その民有林野が政令で定める一

定の理由と、一定の要件を満たすときは、当該所

本日提案をされました森林法の一部改正案、また総理みずから陣頭指揮をとられペーンを入れられた国土総合開発法案、さらに生活関連物資買い占め売り惜しみ緊急措置法案等、かつてないほど公共の福祉を優先させるということを念頭に置いて私権を制限し、ある一面には統制経済政策とすらいわれるほどきついものであり、しかもいま日本社会の現状を見たときに、非常に驟然としたときには、こういう法案を勇気をもつて提案された政府に対して、国民は非常に大きな期待を寄せていることは事実であります。

そこで、この森林法案というものののみそは、俗にいう乱開発の抑制にあると私たちは考えております。現に、特定の地域あるいは特定業者によって、いろいろ国民が目をおおうような乱開発が統けられておることも事実であります。そこで、このまま推移したならば、農民あるいは林業者、そういう者は生活を脅かされると、いようなものもある。弊害がかもし出されることは疑いない事実であります。しかしながら、ここで私は一つ申し上げたいことは、こうしたことの規制することは当然であり、勇気をもつてやらなければなりませんけれども、しかし、わが日本の國の現状といふものは、御承知のように、必ずしも均衡ある発展には至っておりません。非常に未開発の地域をたくさんさんかかえておることも事実であります。そこで、一方においては、総理がよく言われる、健康で文化的な生活環境の保全、さらに国土の均衡ある発展という、この両面にわたって、この森林法の一部改正といわゆる国土総合開発法案、こういうものとの関連について、今後総理がどのように運営、推進されていくのか、総理の所信を承りたいと思います。

ろとか、水は低きに流れるといいますが、人は高きに集まるわけであります。そういう意味で、町を形成し、大都会を形成する。コンビナートのよう一部に起こつておるよう、経済効率の面から見ると、非常に効率的なものであり合理的なものであるが、そこには必然的に複合公害が起こるという新しい問題が起つてあります。そういう意味で、自然を愛する、自然が原則であつても、人類の生々発展の過程において社会的環境を整備しなければならないというような意味で、ある程度の制約を受けるということはやむを得ないわけであります。これは人間の英知として当然のことであります。また現状だけではなく、過去があり現在があり将来があるということを考えると、後代の人類の利益を守らなければならぬというためには、ある程度の合理的な計画性を持つた規制ということをやむを得ないわけであります。

乱が起こるということは事実であります。その一部が全国土の八五%を占める森林地帯、これは水源涵養地帯であり魂の安息所でもござりますし、民族のふるさとだと思うのです。この自然を守りながら効率的な国土の利用をはかるというために国土総合開発が必要であるということは、これもまだれでもうなづけるところだと思うのです。その中で国土総合開発を進めなければならぬといふことに、自然は可能な限り守るといふことが当然のことであるということで森林法の改正その他諸般の法律改正が提案をされておる、まあワントップページで御審議をお願いしておるわけでございまして、これは政府がなさなければならぬ当然のことだと思うのです。

このほかになお、将来の学校をどうするとか、いろいろなものがまだまだ付随して国会の御審議をいたやすくという状態であります。

○笠岡委員 次に、農政一般について一言お尋ねをいたしたいと思います。

○田中内閣総理大臣 農業はどこの国でも一番大  
き明らかにしなければならないと私は考えておるものであります。その中に農林業いわゆる農林漁業というものが新しい日本經濟のどの辺にどういう形で位置を占めているか、そういうことをはつきりさせて、農民諸君にそういうことを十分に理解させる、そうしていくことが政策の一貫性といふものを農民に明示することができる。そのことによつて新しい農業、また農民も勇氣をふるつて農業というものに努力をできるものである。簡単にも言えれば、そういうことにならうかと考えるものであります。新しい日本の經濟社会の上に立つ農業というものについて、総理の所信をお伺いいたしたいと思います。

亂が起こること、これは事実であります。その二部が全国土の八五%を占める森林地帯、これは水源涵養地帯であり魂の安息所でもござりますし、民族のふるさとだと思うのです。この自然を守りながら効率的な国土の利用をはかるというために、国土総開発が必要であるということは、これはもうだれでもうなづけるところだと思うのです。その中で国土総開発を進めなければならぬことがあります。同時に、自然は可能な限り守るということが当然のことであるということで、森林法の改正その他諸般の法律改正が提案をされておる、まあワンドッケージで御審議をお願いしておるわけでございまして、これは政府がなさなければならぬ当然のことだと思うのです。

○笠岡委員 次に、農政一般について一言お尋ねをいたしたいと思います。

わが国の農政についてはいろいろな批判があります。たとえば政策に貫通性が欠けておるとか、あるいは硬直化して機動性に乏しいとか、あるいはまた今日、食料を確保するという信念に乏しい、いろいろな批判があることも總理先刻御承知のとおりであります。これはわが国の産業構造が急速に高度化、近代化あるいは工業化いたしまして、その変革から起つた一つの現象としてやむを得なかつたこともあると 思います。しかしながら、率直に言いまして、経済の高度成長の一番の犠牲者といふことは強過ぎるが、農民というものが大きな犠牲を受けたということはいなめない事実であると私は考えております。

しかし、最近、農業就業人口にいたしましても全就業人口の大体一五%、たとえばイギリスあたりにはいかなくても、近代国家並みに定着をいたしつつあることも事実であると 思います。そこで、この辺で日本の新しい活力ある福祉国家を建設し、高度の近代国家を目指していく以上は、ここに日本の経済社会の新しい長期展望といふもの

を明らかにしなければならないと私は考へておるものであります。その中に農林業いわゆる農林漁業といふものが新しい日本経済のどの辺にどういう形で位置を占めているか、そういうことをはつきりさして、農民諸君にそういうことを十分に理解させる、そうしていくことが政策の一貫性というものを農民に明示することができる。そのことによって新しい農業、また農民も勇氣をもつて農業といふものに努力ができるのである。簡単に言えば、そういうことにならうかと考えるものであります。新しい日本の経済社会の上に立つ農業といふものについて、総理の所信をお伺いいたしたいと思います。

○田中内閣総理大臣 農業はどこの国でも一番大切なのだということは私もそのとおり理解しております。農業は将来とも大事にしなければならないということはそのとおりであつて、よつて農業基本法ができ、将来的展望に立つて日本に適合する農政を繰り広げておるということは正しい姿だと思います。しかし、私は本質的に考えて、日本の農政といふものは、現象面は別にしまして、明治から百年間の諸外国の農業政策を考えてみましても、非常に大きな成功をしておると思います。これはしかも南方作物である稻を北海道でさえ多収穫の稲に見えるだけの能力があるわけでありますから、必ずしも歴史の上で失敗したということはないと思います。

どこの国でも米は不足であります。これは気候、風土、地勢上の制約を受ける天然産物でありますから、一次産品といふものは非常にむづかしいことは、これは論議を待たないわけです。しかもソ連においても年間二千万トン主食の不足がいわれております。中国においても二千万トンの不足がいわれている。またインドにおいては八百万トン以上の主食の不足。これは地球上における一つの大きな問題であると思うのです。あるところには干ばつ、あるところには雪が降らないといふことで、相當な現実が存在することは事実であります。しかも南方諸地域は、三毛作も四毛作もと

の生命を保つことができないという事実に徹してゐるところで、食糧の援助がなければその日も、少なくとも百年間に日本の農民が非常に努力した成果があることは事実だと思うのです。特に一次産業地帯においては百年間の日本の歴史が一番明確にしているわけです。一次産業比率九〇%であったものが御指摘の一五%になつたわけあります。これだけ地形、地勢上の制約を受けておるこの地域で、よくもこういう原動力になつたと思います。九〇%が一五%になつたという過程には、出てくるときにはみんな何らかのものを、教育費を負担し、そして青少年として生産の第一線に送り出したわけです。戦後の大都界の復興の源泉がどこにあつたかといふと、貧しい農山漁村から幾ばくの財産を持つて、それが爆弾となつて今日の経済的繁栄がある。いまでも盆と正月には千数百万ですかといふような人たちが都會を離れて帰る。それは魂の一種の安息所であり、心のふるぎであるという事実だと思います。

しかし、私がここでもつて申し上げたいのは、アメリカにおいて一次産業比率が四・四%、それから拡大 E.C.十カ国の中平均が六%であります。そうすると、まだ九%も多いわけであります。かつて池田内閣時代もいろいろ議論をされました。これは一次産品と二次、三次のいわゆる工業、商業との収益の差といふものはいかんともなしがなかなかあります。アメリカにおいては、日本の百倍以上の反対を持ちながらも、政府は長い間開拓政策を維持できなかつたという事実もあります。そういうようなものから考えて、日本の農山漁村から人口が——人口といふよりもいわゆる就業といふ面が変わつてくるということは、どんなことをしても避けがたいと思うのです。二次産業は二〇%平均月給が上がつて、一次産業は二〇%以上がらないということになれば、どうしたつて二次産業、三次産業のほうに流れると、いう趨勢は人類の方向としてとめがたいものだと思ふのです。だから、そういう意味で、アメリカのト

うに、何百町歩を飛行機で種をまくようならぬ。農業といふものの生産性を上げなければならぬ。農業の生産性を幾ら上げても飛行機で種をまくといふものと一緒になるわけがないのです。そういうものの限界を明確にしまして、日本の農業はこうであるということで——保護政策だけができるものじゃないわけです。幾ら保護したって、何ぼも保護できるわけはありません。それはやはり自然の力で、より安定した職業についてという人間の欲望をそぐわけにいかぬのです。ですから、そういうところに調整機能を果たしていかなければならぬというのが、私は農業政策に対する国の基本政策でなければならぬと思うのです。

農業といふのは、全国の八五%を持つ森林、それから生産性是非常に低いし、この間発表された東北の農民の例を見れば、六三%までは他収入であります。青森県は五三%は出かせぎであります。ですから、そういうよろんな状態を考えながら農業の地位をどうするかといふことは、ほんとうに民族の課題として考えなければならないし、これは經濟的指數だけで考えるべき問題ではなく、民族全体のよろさとなんだと、いふものの考え方で國の政治の中で位置づけを行なうということが必要である。私はそういうふうに考えておりまして、これは列島改造の中で一番考えなければならないのは、農山漁村が、ECは六%、アメリカは四・四%、それ以下になるといふような考え方でやつたらそれでこそ崩壊するおそれがあるといふことで、純農政という立場よりも、より大きな社会的な国民的な課題として一次産業部門を見直さなければならぬ、こう考えております。

○笠岡委員 次に、簡単に三点ほどお尋ねしたいと思つておるのであるが、時間がございませんからもやはり日本全体から見て保護しなければならない農業といふものの生産性を上げなければならぬ。農業の生産性を幾ら上げても飛行機で種をまくといふものと一緒になるわけがないのです。そういうものの限界を明確にしまして、日本の農業はこうであるということで——保護政策だけができるものじゃないわけです。幾ら保護したって、何ぼも保護できるわけはありません。それはやはり自然の力で、より安定した職業についてといふ人間の欲望をそぐわけにいかぬのです。ですから、そういうところに調整機能を果たしていかなければならぬというのが、私は農業政策に対する国の基本政策でなければならぬと思うのです。

いうものが非常に高騰を続けておる。そこで、わが国におきましても大豆の需給対策というようなことを一番考えなければなりませんが、時間がございませんので、これはまた農林大臣にお伺いするとして、総理は二十九日には訪米されるわけであります。先般アメリカにおいては日本に対して輸出規制をやるといふような話があるわけですが、当局におかれてもそういうことをいろいろ心配されておることを私たちはよく承知をいたしております。一国の総理が訪米されて、そういうことを期待するのは私たち行き過ぎかとも思いますが、この際アメリカに行かれて、少しがつてではないかといふような話をしていただきたいと思いますが。

○田中内閣総理大臣　一国の問題ではなく、世界的食糧飢餓という現状に従いまして、やはりほんとうにライスバンクのような制度とか食糧基金とか、これは全人類的な問題として考えなければならない問題であろう、こう考えております。

それから、日米問題では、大豆とかアメリカに依存度の高いものがありますから、これは国内自給度をふやしていくと、國內政策をやることはもちろんであります。当面する問題は、いよいよ大豆に転換するわけにもまいりません。そういう意味で、この間からアメリカに対する強く要請をしておりますし、十六日、十七日の合同委員会でも主張するつもりでありますし、私も、首脳会談では日米間の貿易のアンバランスを是正しないと言つておるにもかかわらず、こつちは是正しますといつて木材を買いましょ、大豆を賣いましょうといえど、禁止するような状態で、一体日米貿易のバランスが改善しますかということは、当然言わなければならぬと思うのです。同時に、アメリカも余剰農産物を海に捨てなければならなかつたような歴史もあるのですから、やはり安定的供給ということのためには、こちらも安定的な長期契約を行なう。そうして日本の自給度が上がりますまでは、少なくとも五年、十年はこれだけ

買いますよ、あなたのほうも輸出を保護しなさい」ということで行くべきだと思うのです。木材などに対しましても、いまアメリカとの間で、アメリカが同じカナダから取つておるというところに問題があるので、ニュージーランドのチップ材の問題とかバルブの問題は、日米と豪州、ニュージーランドでもつてほんとうにこの問題を解決しないでお互いがかってなことだけ言うようになるじゃないですかと、ということを議題にしているわけですから、いまの国内自給の問題を高めるという問題はもう当然であります。必要な木材や大豆をとめて、困るというオレンジを貰えといらんじや、これは話にならぬと思うのですよ。そういうところで、ひとつ明確に主張すべきは主張し、同時に日米間の友好は守つて、両国の利益を守ろう、こういう考え方です。

○笠岡委員 もう一問。自由化についてもお願ひしたいと私、思つたんです。さつき総理の決意を承りましたので、オレンジが口に出で決意を承りましたので省略をいたしまして、最後に一点、米価のことについて簡単に尋ねいたします。

時間がございませんので省略をいたしますが、米というものは、一合がことし二十一円、これは私は安いと思う。そこで、総理もいろいろ御配慮をいただいておる、心配されておるというふうに私たちは承知をし、非常に期待をいたしておりますが、ただ物価、賃金という角度からだけ私は考えずに、食糧危機、これは防衛にもつながることでもござりますし、また国土保全あるいは公害、環境保全というような広い観点から、高度な政治判断によつて適正米価というものをきめたいただきたい、ということを私は強く要望するものであります。最後に一言お願ひいたします。

○田中内閣総理大臣 日本の米は食管法に基づいてきめられるわけでございますが、これは国際価格に比べても非常に高いという面が一つあります。しかし、国内的に見ますと、他の産業の従事者に比べてあまりにも安いという面があるんであります。ですから、これは政治的に調整をされ、国民

のコンセンサスの上に米価がきめられなければならぬ、こうしたことだと思います。こういうことでは法律的にはお答えすることは簡単だと思うのです。これはもう審議会の議を経て、法律で定めておりますように、所得補償方式をとりまして決定をするつもりでございます。こういうことでござりますが、これは一面において消費者米価を据え置いたので、自動的に政治的に生産者米価が抑えられるんじやないかといふような機運があるようですが、そんなことは考えておりません。これはあくまでも消費者米価を据え置いたとこは、他の目的を持って据え置いたわけでございまして、生産者米価に対しては実情に即した決定がなされるべきである、これはもう当然のことございまして、これは他の資金や物価の問題もござりますし、米価をきめる基準はあらためてござりますし、そこにはお互いがなお今日必要としておる主食であるお米というものに対する配慮もありますので、できるだけすみやかに合理的な米価がきめられるものと信じております。

○笠岡委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○佐々木委員長 角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は日本社会党を代表いたしまして、田中総理出席の機会に幾点について率直にお伺いをいたします。

私ももう国会に出てから十五年有余になりますが、農業基本法のときに農林水産委員会に池田総理が御出席されたのを別にすれば、連合審査等は別にして、総理自身が農林水産委員会に御出席といふのはなかなか異例のことであります。

田中総理が、昨年の七月に日本列島改造論を掲げてはなばなしく登場してから一年を経過しておるわけであります。その間、本委員会に關係する農林水産問題といふのを見てまいりますと、まさに苦難の一年であるといふことが率直に言えようかと思うのであります。たとえば漁業関係では、御承知の水銀、P.C.B.関係で各地域で大きな

事態に立ち至つておる、あるいは昨年来の木材の高騰問題、大豆その他のいろいろなえさの問題等も含めたそういう海外依存主義によるいろいろな問題といふものが出でておりますし、さらに度経成長下におけるいろいろなひずみ、破綻といふ問題が各方面に単に物価、公害等の問題ばかりでなしに、日本の農林水産業にも苦難な問題が提起されておるというふうに率直に思うわけでござります。したがつて、田中政権二年目の今後

南洋材等全体を見てまいりますと、はたしてこう

事態に立ち至つておる、あるいは昨年来の木材の

高騰問題、大豆その他のいろいろなえさの問題等も含めたそういう海外依存主義によるいろいろな問題といふものが出でておりますし、さらに

米問題をはじめ、これから生産者米価等を決定しないかなければならぬ段階を迎えておるのか

といいかねればならぬ問題も含めて、いわゆる高

度経成長下におけるいろいろなひずみ、破綻と

いうふうに率直に思います。

そこで、森林法の問題に関連をして、総理御出席でありますので、まず森林関係の問題について

一点お尋ねをいたしたいと思います。

御承知の昭和四十一年四月一日に閣議で決定いたしました「森林資源に関する基本計画」並びに

「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」、これらのが本年二月十六日に大幅な改

定が行なわれたのであります。私はこの内容に詳

細触ることは省略いたしますけれども、こ

で明確なることは、古い計画と新しい計画と関連

をして見てみると、「重要な林産物の需要及び供

給が行なわれたのであります。私はこの内容に詳

の昼食会、あるいは参議院補選で青森に参られたとき等を通じまして、いわゆる食糧政策あるいは水管、米価問題等について発言をされてまいりました。本委員会でもその問題を取り上げて、本日の総理出席席のきっかけになつたわけでございますが、特に内外記者団が集めた六月二十一日の新聞記者会見の報道等を通じまして、国際的な食糧不足状況あるいは国内的ないわゆる過剰米といわれた百九十万トンの問題がおおむね本年度中に底をつく。さらに東南アジア等から日本の米がほしいという需要がフィリピン、インドネシアその他からも来ておる。せいぜい三十万トン程度しか振り向けられないというふうな、東南アジアに対する備蓄する方向を考えるべきである。過般のFAOの理事会等でも出ておるというふうなことと関連して、いわゆる米を中心とした食糧政策というものについては、大豆、そさ等の問題を見るまでもなく、積極的に国内自給を高めるという観点からこれから考えるべきだと思うし、特に米の問題については、来年度以降は減反政策はやらないのだ、こういう意味のことなどが報道されておりますが、おそらくこれは、減反政策ではなくて、休耕については来年度以降の助成はやめる、転作についても、いわゆる減反政策については打ち切り発言ということ等も報道されておるわけであります。しかし、いま政府も政党も米に対してはこゝの環境に五十万トン、来年二十五万トンを入れて七十五万トン、まあ百万トンまで上げられれば、あとは——百万トンまで持つと、これはノーマルな状

態ですつと在庫が続していくと、ほとんど他に転用しなければならないといふような、四、五年前の千万トン以上の米の過剰、それに対する税金による補てんという問題が前提になつておりますから、それは政府部内では一応そういう決定をしております。私ももちろんそれを踏襲してはおりませんが、ただ、その後世界的な食糧事情も変わつておるというような問題もございまして、日本に対して、経済援助もされることながら、まず米だとう切実な訴えがあるわけであります。また五十万トン米が余つておったからえさに回せたのですから、これまたアメリカでもつて完全に十月まで出せないということになれば、何万トンでも何十万トンでも回せるものがあるからこそ、これは家畜対策にもなるわけですから、そういう意味でも、今まで何年間やつたから計算上七十五万トンで抑えなければならないというような考え方よりも、もう少し新しい立場で衆知を集めて米に対しては検討すべきじゃないかという考え方を私はすなおに述べたわけであります。これは政策決定をするまでにはいろいろな機関を通してきまるわけであります。しかし、その一つとしては、ことは七十五万トン余ると思ったのが、どうも七十五万トン余りそろもないという状態もございますし、そういう意味で、私の基本的な考え方を述べたということをございます。

それから、米の減反の補償打ち切りといふようなことも、今年一ぱいでやられるわけですし、来年度は転作ということになるわけですが、どうも私は、まだほんとうにこれは個人的な考え方で、党の決定も得ておりませんし、農林省でもまだ勉強してもらっているという程度でございますが、農民が働く意欲があるにもかかわらず、これを押さえることに対する政策的なものをどういうふうな調和をとるのかということもあります。同時に、農振法の問題もございまして、これは皆さん専門家でございますが、米というものは、収穫量は少ないけれども、水の多い、水の便のいい山田は十俵が七俵しかとれないけれども、自家保有米

としてはいい、質のいいやまいものができるといふことも、私も百姓の子供でございますから……。しかし、そういうところは滅反で荒らしておるといふことで、もう三二年たつと木がはえてきておるといふよなうな状態。こういう問題を、現実を見ながら目をおおうてはおれない。ここでもつてソバまで植えなさい、大豆にしなさいといつても、なかなかできないものもある。ですから、そういう意味で、宅地化をしなければならないところもいろいろある。そこは農振法できつちり押さえられるといふ。宅地化は全然進まない。そこで、いい米で自家保有米として非常にいいところは全然荒田になつておるといふよなうな問題です。現実に微して私はもつと勉強する必要があるので、という意味のことと述べたのでございまして、それは皆さんの御意見も十分聞きながら、これは与野党対立の問題ではございませんから、十分聞きながら、四十九年度といふものに対しても正すべきところがあれば正したほうがいいじゃないか。これをすなおな感覚を述べたのであります。

○田中内閣総理大臣 国会で御説明をいたしましたが計画は、いまちょうど、もう一ヶ月たてば米は出るわけでござりますから、これから植えつけようといふのではありませんから、これは階級しておられますということを言わざるを得ません。(角屋委員「買い入れ」と呼ぶ)ですから、買い入れの問題については、これは私も參議院の予算委員会でも述べましたとおり、国際事情も変化しましたので、減反も押しつけないようにななさい、農民自体や農協自体が自主的な調整を行なえるようになるべく緩和をしてやってくださいといふことで、農林省も農協もそういうことで臨んだはずであります。それはちゃんとそういう意味で、今度やらないものは買いませんよといふような、そういう去年とは違う状態。国際情勢はちゃんとはだで感じてそういうものは行政指導をうまくやっているはずです。ですから、それでも気候だといろいろな問題で、特に北海道や青森県などは、減反が二〇〇多も行なわれた去年に比べて、ことは急に減らないということで、やはり予約数量というものは政府が企図したよりも少ないんじゃないかというようなことをも考へられるわけです。きょうあたりから暑くなつてしまつたから、これでまあ米はやつとよくなつたなあというのがほんとうの感じでして、国会で申し上げた数字を改定するという状態でないんで、改定するなら、四十九年度をどうするかという問題になるわけでございまして……(角屋委員「買い入れをどうするか」と呼ぶ)買い入れの問題は、これは事情を見ながら彈力的にちゃんとやると思いますから、これはひとつ……。

最後に、時間の関係もありますから、生産者米価の問題についてお尋ねをいたします。ことしは、国際的な問題ばかりでなしに、国内的いろいろな問題もあって、いわゆる生産者団体、生産農民からの米価要求というの、非常に必死ながまえですね。農業団体等の場合は四八・八%、全日農はそれ以上の米価要求をしているわけですが、考えてみますと、いわゆる食糧が、米が過剰というふうにいわれた昭和四十三、四年時代、この時代以降生産者米価の引き上げの状態を見ますと、総理も御承知のように、昭和四十三年米価が四十四年はそのまま据え置かれる。四十五年が〇・二〇の値上げにすぎない。あるいは四十六年が三・〇二の値上げにすぎない。あるいは昨年の四十七年が五・〇六の値上げにすぎない。したがって、昭和四十三年に對して四十七年はわずかに八・四%、單年度の値上げ分にもすぎないと、この賃金の上昇一つをとっても、四十三年一四・八%、四十四年一六・四%、四十五年一七・六%、四十六年一三・七%、四十七年一五・六%、これは労働者の毎月勤労統計調査の製造業の賃金上昇率であります。そういう点から見ても、過剰を理由にして過去四年間は非常に低く抑えられてきたことは間違いない。したがって、今日の生産者米価は異常な物価上昇その他から見て大幅な引き上げをやらなければならぬ情勢にある、こう思ふわけであります。総理の内外記者団との会見その他を通じまして、ことしの生産者米価は、食管が赤字になるとか、やれどうとかいうふうな短視的な見方ではなしに、国際的な食糧の不足状況、国内の食料の自給度の向上、農民に対する増反意欲に対するところのいわゆる刺激というふうなものを総合的に判断をして、ことしは大幅に生産者米価を上げなければならぬということを公表されておるかと思うのであります。この点、米価審議会が——われわれからいえば、総理訪米前に米価をきめるといふことがわれわれから見れば望ましい。なぜかならば、米審から、私は最後に、米審委員になりましたけれども、国会議員を除外した。それは、米価の問題については国員で議論できる舞台がある、こうしたことでございましたが、やはり去年の例からいへば、七月二十四日から三日間米審が開かれる、政府の米価決定は七月二十九日になさる。たまたま去年の例と関連をしていえば、総理が二十九日にアメリカへ行かれる予定であるということならば、米審を開会中から十分議論をして、そして総理の訪米前にきめるということも一つの考え方だらうと思ふ。国会からいへば、そういうことになつて、米審に諸案案が出れば、並行して国会としても徹底的な議論ができるというふうに思つておりますが、米価審議会はすでに、来月の一月一日、二日といふことで内定をしておるというふうに聞きますので、この点深く触れませんけれども、生産者米価についての数年来の据え置き状況、今日の異常な物価、賃金の上昇、農業の今日の実態というふうなものから見て、大幅な値上げをしなければならないと、私は総理申しますが、この点について端的に御答弁を願いたい。

○田中内閣総理大臣　その前に、先ほどの予約の問題でございまましたが、これは農林大臣にもただしたわけでございますが、ことしは予約はほとんど全部買上げができるだらう、こういうことございまして、御理解をいただきたい。それから、先ほど申し上げましたのは、所得補償方式といふことは、これは間違いでございまして、そこでございますから、御理解をいただきたい。

○田中内閣総理大臣　そこで、農業諸団体、第一線農民の要求にござるよう、積極的な対応姿勢が必要である。先ほどの予約限度数量等の問題と関連をして、予定されておるもの、買うのは、これは当然です。そうではなくて、備蓄米あるいは海外の需要等から見て、ゆとりをとるという点から見ても、それ以上の、全量賣い上げの考え方で受け入れ体制をとるべきであるというのがわれわれの主張である。それに対する結びの答弁を聞きたい。

○田中内閣総理大臣　ですから、先ほど申し上げましたように、私たちも減反を強制しないように、予約をされる農民、生産農民の希望を全部受け入れるような態度でござりますと、こう述べておるわけでござります。

○佐々木委員長　美濃政市君、

○田中内閣総理大臣　その前に、先ほどの予約の問題でございまましたが、これは農林大臣にもただしたわけでございますが、ことしは予約はほとんど全部買上げができるだらう、こういうことございまして、その点について端的に御答弁を願いたい。

○田中内閣総理大臣　そこで、農業諸団体、第一線農民の要求にござるよう、積極的な対応姿勢が必要である。先ほどの予約限度数量等の問題と関連をして、予定されておるもの、買うのは、これは当然です。そうではなくて、備蓄米あるいは海外の需要等から見て、ゆとりをとるという点から見ても、それ以上の、全量賣い上げの考え方で受け入れ体制をとるべきであるというのがわれわれの主張である。それに対する結びの答弁を聞きたい。

○田中内閣総理大臣　十年間を展望した農林省の農産物の需給見通し、これはもう政府もこれを了としたとしておるわけでござります。この中身をまた十分固めていかなければならぬし、年次計画もつくらなければいかぬという考え方でございます。特にまた国際情勢も変わってきておりますので、そういう問題も加味しながら勉強を続けてまいらなければいかぬ。四十九年度予算編成ということになれば、当然その実施をしなければならないことござりますので、そういう農政費の計上に対しては、当然のことながら、第二年度としてそういう考え方方に立つて政府は予算を検討してまいりうることでござります。ここで全部発表せよ、こう言つても、何しろ長い国会中でございまして、このまま農林省も勉強しておりますが、私たち広範に最終的に詰めるというにはまだ時間が不足でござります。いずれ国会でまた政府側から申し上げておけつこうですし、御質問に答えて

三ということでおざいますので、この間十分御議論もいたたいて、帰つてまいつてから決定が行な

われるということで御理解をいただきたい、こう思います。

○角屋委員　時間も予定になつておりますので、私は総理に申し上げておきたいと思うのですが、総理はよほどものを知つておるというふうに判断をしておりましたけれども、生産費及び所得補償方式といふのは今日採用されておる算定方式なんですね、かつてはパリティとかいろいろ形を通じてそれを何か訂正されたようなのは、少し錯覚がある。

やはり生産者米価については、これは今日の諸情勢から見て、農業諸団体、第一線農民の要求にござるよう、積極的な対応姿勢が必要である。

先ほどの予約限度数量等の問題と関連をして、予定されておるもの、買うのは、これは当然です。そうではなくて、備蓄米あるいは海外の需要等から見て、ゆとりをとるという点から見ても、農産物はやはり自由化を迫られておる、こういう状態ですが、この中で約束されたいわゆる国内の農産物の需給の展望と生産の体制を明らかにして、農民が安心して生産できるといふ体制について、どういうふうに検討されたか、きょう御発表願いたいと思います。

○田中内閣総理大臣　十年間を展望した農林省の農産物の需給見通し、これはもう政府もこれを了としたとしておるわけでござります。この中身をまた十分固めていかなければならぬし、年次計画もつくらなければいかぬ。四十九年度予算編成ということになれば、当然その実施をしなければならないことござりますので、そういう農政費の計上に対しては、当然のことながら、第二年度としてそういう考え方方に立つて政府は予算を検討してまいりうることでござります。ここで全部発表せよ、こう言つても、何しろ長い国会中でございまして、このまま農林省も勉強しておりますが、私たち広範に最終的に詰めるというにはまだ時間が不足でござります。いずれ国会でまた政府側から申し上げておけつこうですし、御質問に答えて

まず第一に、三月の九日であったと思いますが、予算委員会で、問題は、今日日本の農業の中で、輸入量の増大あるいは自由化ということと、過でもつて十分検討を行なわれる。私がアメリカ訪問中に決定をするといふような無責任なことはいたしません。これはもう当然帰國後にきめなければいかぬということでありまして、いま一、二、

確定するようなものから順次御説明いたしたいと  
いうことで、御理解をいただきたい。

○美濃委員 非常に抽象的な答弁ですけれども、  
きょうは時間の関係であまり煮詰まりませんが、  
大綱はやる、こういうことです。大綱としては  
予算委員会で約束したことをこれから逐次やつて  
いく、こう理解してよろしくござりますか。

○田中内閣総理大臣 その基本は、先ほどから述べ  
ているとおりでございますし、国会でもって政  
府の姿勢を述べておるわけございますから、こ  
れはもう間違いなくやつてしまいたい、こうい  
ることでございます。

○美濃委員 それでは、次に林業問題で一問だけ  
お尋ねいたしたいと思いますが、今回森林法の改  
正が提案されておりますが、私が林業問題で将来  
一番問題だらうと思うのは、労働問題であります  
。たとえば、私の地元の国有林で働くおる労  
働者の平均年齢は五十歳です。若年労働者が入ら  
ないということ。先ほど総理の話を聞いておりま  
すと、二次産業の賃金が高いからそちへ流れる  
というようなニーナンスの話をされておったと思  
いますけれども、二次産業であれば、かなり国の  
経済の基本である産業であることは間違いないの  
ですが、特に、私は、そのほかに三次産業とい  
ますが、消費的な労働、これが非常に多いと見て  
おります。そうすると、これから山には、もう平  
均年齢五十歳で、十年くらいたつた場合に林業労  
働者、山で働く人はいなくなる。そして就業人  
口の三分の一くらいが消費労働だということにな  
った場合、取り返しのつかない——まあ条件は  
違いますが、あの終戦直後イギリスが植民  
地が独立して一時的におもいつた労働需要に対す  
るあれよりもっと深刻な状態が出るのではないか  
、こう思います。ですから、私は、明年度予算  
でもやらなければならぬ、あるいはこれから森  
林法も審議いたしますが、まず労働問題を大きく  
取り上げてやらなければ、——林業政策はいろい  
ろやれると思います。しかし、国会で法律を審議  
しておつても、山で働く人がいなくなってしまえ

ば、日本の山は非常に傾斜も急だし、やはり人手  
でなければやれない作業内容にあるのです。これが  
の労働問題を、特に、国有林は政府、農林省直接  
つきついていくかということが一番大切な林業政策  
だと思いますから、こうしたものもあわせて、これ  
だと私は思うのです。その基本的な考え方をお伺  
いしたいと思います。

○田中内閣総理大臣 非常にボイントだと思いま  
す。これは政策的にはそんなむずかしい——やる  
は、確かに他の産業と比べての賃金問題がござい  
ます。ななかむずかしい問題があると思います  
。やはり山を愛する、国や地方公共団体が率先  
してやるという姿勢が根底にないとやれないと思  
うのです。ですから、坂田農林大臣のときでござ  
いますが、皆さんの御意向もしんしやくしながら  
会計に転落してしまってどうにもならないなつ  
いわゆる直用制度に切りかえたわけであります。  
ですから、労働者の生活や給与は安定したわけで  
す。安定しましたが、そのかわりに林野庁は赤字  
とうに日本の林野行政をどうするのか。帝室林野  
局時代、これから後にはいまの林野庁、それから  
林野庁から一步進めて下請制度を直用にしたとい  
う問題、その上においては技術屋が必要であると  
いいう問題で新しい白ろう病が起こるとかいろいろ  
な問題が起つておるわけです。そういう問題も  
やはり俎上にのせて、基本的な林野行政というも  
のを定着させ、確立させると同時に、労働問題を  
どのようにして考えていくか。やはり米と同じよ  
うな問題で、どの程度国民の税金で負担でき  
るのか。これは林野庁、國に全部移しても、國が  
地方公共団体に移しても同じことだと思うので  
あるのか。この問題が出てきております。私はそれに対  
応する商品投機の規制とか、こういった今までな  
かつた問題が出てきております。私はそれに対し  
て、画期的な法律、こうは解釈しないわけです。  
そこにはやはり多数の利益を得るために一つの基準  
だと思ひます。そのうえで反社会的行動が国民の中にな  
りきるというのでは人間の英知だと思いますよ。

この森林法の中でも乱開発制限の条項があります  
。それから、先ほど来もお話をありましたが、わ  
かる商品投機の規制とか、こういった今までな  
かつた問題が出てきております。私はそれに対し  
て、画期的な法律、こうは解釈しないわけです。  
それはやはり多くの利益を得るために一つの基準  
だと思ひます。

○美濃委員 総理も労働問題を深刻に受けとめら  
れておるようあります。どうかひとつ、これ  
は今度の森林法の中にも労働問題確保の条項が  
入っているようありますから、もう来年の予算  
編成になるわけですから、これは将来の日本  
のほんとうのかなめになる問題として、重要課  
題として、十分検討すると同時に、いかなくなつて  
しまつてからではどうにもならないですから、時  
期は緊急を要すると思うのです。十分検討して  
もらいたいと思います。

それから次に、第三の点をお伺いしたいと思  
います。

○田中内閣総理大臣 これは人類の歴史をずっと  
ひもとくまでもなく、政治が悪いといふ感じは  
持つておりません。それは先ほども一番初めに笠  
岡君の質問に述べたとおり、人類は自然の中に芽  
ばえたものであつて、自然が望ましいのです。し  
かし、複数以上がだんだんと社会を構成してくる  
限りにおいては、やはりある意味の規制は必要な  
ことです。これは社会主義じゃありませんが、社会  
政策が必要なんだということは、これは当然じゃ  
ありませんか。社会主義の國ではすべてを國家權  
力でもつて統制をしなければいかぬ、それが一番  
最も良いであるといつてはいるのですが、まだ自由主義  
経済の中では、自由を基礎にしながら、社会的に  
必要やむを得ざるものは規制をせざるを得ない。

私は、お互いが三人、四人おれば、それぞれ異なる意見を持ち、異なる行動をするわけあります。いろいろなことが起こるのですよ。しかも経済が拡大していくとエネルギーが爆発する過程において、一つの工場ができれば公害が幾つか起る。しかも車があれば排気ガスが出る。これは出たから車をやめて歩くわけにいきませんから、少なくとも無公害の車をつくるということは人類の英知を傾けなければならぬ。そのためには排気ガスの規制法を出す。これは当然一つの方に向だと思うのですね。それは全然砂漠の中でもつて一人でラクダで歩いているわけじゃありませんから、そういう考え方方が政治に基因するのだといふことは、それは極論だと思いますよ。それは社会主義政策の中だつたら、全部がんじがらめに法律でやるじゃありませんか。実際にそんなことを——あなたの言おうとするることはわかりますよ。高度成長からくる一つの欠陥だとわれようとしているがわかりませんが、それならそのメリットもあるしマイナスの面もある、それを調和するのが政治である、こういふ考え方で、私はやっぱり自然といふものを守るために、破壊のおそれがあるといふことに對しては、これはある程度の基準法をつくる。これは住宅に対し宅地造成法があると同じように、斜面に対しつくる場合には、その面を幾らにしない、排水路をつくりなさいということの基準法をつくることは、これは私は当然のことだと思ひます。

○美濃委員 総理はちょっと受け取り方が違つて

いるのじやないですか。私は公害問題に触れておりません。公害はやはり産業發展の過程において、悪ければそういうものを規制するなり、あるいは汚水を海に流さぬで淨化するなりすればいいのです。公害と違うのですよ。商品投機とか乱開発だとか、目に余る反社会的行動、これをさしておるわけです。これはきれいな政治きたない政治との関係があるだらう。

たとえば一例をあげると、しかば田中總理大臣は、あの徳川幕府の末期、これはもう歴史も近

なつた意見を持ち、異なった行動をするわけあります。いろいろなことが起こるのでよ。しかも経済が拡大していくとエネルギーが爆発する過程において、一つの工場ができれば公害が幾つか起る。しかも車があれば排気ガスが出る。これは出たから車をやめて歩くわけにいきませんから、少なくとも無公害の車をつくるといふこと

は人類の英知を傾けなければならぬ。そのためには排気ガスの規制法を出す。これは当然一つの方に向だと思うのですね。それは全然砂漠の中でもつて一人でラクダで歩いているわけじゃありませんから、そういう考え方方が政治に基因するのだといふことは、それは極論だと思いますよ。それは社会主義政策の中だつたら、全部がんじがらめに法律でやるじゃありませんか。実際にそんなことを——あなたの言おうとするることはわかりますよ。高度成長からくる一つの欠陥だとわれようとしているがわかりませんが、それならそのメリッ

トもあるしマイナスの面もある、それを調和するのが政治である、こういふ考え方で、私はやっぱり自然といふものを守るために、破壊のおそれがあ

るといふことに對しては、これははある程度の基準法をつくる。これは住宅に対し宅地造成法がある同じように、斜面に対しつくる場合には、その面を幾らにしない、排水路をつくりなさい

ということの基準法をつくることは、これは私は当然のことだと思ひます。

○美濃委員 総理はちょっと受け取り方が違つて

いるのじやないですか。私は公害問題に触れておりません。公害はやはり産業發展の過程において、悪ければそういうものを規制するなり、あるいは汚水を海に流さぬで淨化するなりすればいいのです。公害と違うのですよ。商品投機とか乱開発だとか、目に余る反社会的行動、これをさしておるわけです。これはきれいな政治きたない政

治との関係があるだらう。

たとえば一例をあげると、しかば田中總理大

臣は、あの徳川幕府の末期、これはもう歴史も近

いですから、おおよそ歴史物語ではなくてわかるのです。ああいう状態が起きるということは、政治がよかつたか悪かったか。政治がかなり乱れておつたと私は思うのですね。徳川幕府の末期になつてくると、幕政というものが乱れて、ものすごく、いまの東京、江戸の町もいろいろな問題が起きておつた。私は商品投機とか乱開発、それを言つておるわけです。公害は言つておりません。どうですか。

○田中内閣總理大臣 亂開発とかそれから商品投機の問題、これはまた別だと思いますけれども、商品投機の問題などはモラルの問題で、教育の問題でもあるのです。実際こういうところは、戦後の教育が一体はなりませんかといふ問題から掘り下げていかなければならぬと思うのです。昔

か、日本に起つてゐる問題だけではなく、諸外国にも起つてゐる一つの現象であつて、短い間にこれを規制するように売り惜しみ買ひだめ防止

これは国際流動性の問題とか国際通貨の問題とか、日本に起つてゐる問題だけではなく、諸外国にも起つてゐる一つの現象であつて、短い間にこれを規制するように売り惜しみ買ひだめ防止

これは国際流動性の問題とか国際通貨の問題とか、日本に起つてゐる問題だけではなく、諸外国にも起つてゐる一つの現象であつて、短い間にこれを規制するように売り惜しみ買ひだめ防止

これは国際流動性の問題とか国際通貨の問題とか、日本に起つてゐる問題だけではなく、諸外国にも起つてゐる一つの現象であつて、短い間にこれを規制するように売り惜しみ買ひだめ防止

これは国際流動性の問題とか国際通貨の問題とか、日本に起つてゐる問題だけではなく、諸外国にも起つてゐる一つの現象であつて、短い間にこれを規制するように売り惜しみ買ひだめ防止

これは国際流動性の問題とか国際通貨の問題とか、日本に起つてゐる問題だけではなく、諸外国にも起つてゐる一つの現象であつて、短い間にこれを規制するように売り惜しみ買ひだめ防止

これは国際流動性の問題とか国際通貨の問題とか、日本に起つてゐる問題だけではなく、諸外国にも起つてゐる一つの現象であつて、短い間にこれを規制するように売り惜しみ買ひだめ防止

も、これは一つの理想であります。自然といふものはやっぱり大衆の生活の中にこれを織り込むといふことがいいのだといふことになれば、これは自然の中に道路をつくり国民レクリエーションの場をつくる。それで自然を害さないよう規制を行なっていくといふことは当然だと思うのですよ。だが、いま行なわれている乱開発といふ面は、これは全面積から比べてみれば全く微々たるものであります。微々たるものではあるが、このままにして推移せんか、これは大きな乱開発になるおそれがある。これは今日これだけの法制は必要である、こういふ考え方方に立つてゐるわけですか。

これはしかし、どうしたつて住宅がなければ山の上にも住宅をつくるという氣になりますし、山の上が一番いいんだということで、離島に一人住んでいる人もあるわけですから、そういうことは、これは全部すべてで乱開発である、これは社会的な悪であると断じてしまつては

これはやはりそういう現状に目をおおうことなく、われわれもやはりおさまきながら、少なくとも乱開発といふことはが国民の間に出来る限り、乱開発が引き続いて行なわれないように、国土保全、自然愛護、自然保全のためにしかるべき处方

第一点は、四十六年七月一日現在で百四十六万七千ヘクタールの市町村、財産区有林があり、この面積の中で、この一、二年の間にたいへんな売買が行なわれてゐるわけです。民有林、私有林は個人ですから、これは私有財産の問題で憲法問題に

七千ヘクタールの市町村、財産区有林があり、この面積の中で、この一、二年の間にたいへんな売買が行なわれてゐるわけです。民有林、私有林は個人ですから、これは私有財産の問題で憲法問題になつて、売ってはいけないといつて押えることは

なかなかできない。けれども、公有林、区有林は、地方自治法に基づいて法人組織で管理しておるわけですね。その地方自治法に基づく法人が持つておる財産の処分をかつてにさした。先般、自治者の関係者を呼んで聞いたら、そんな指導も

何もしておりません、地方公共団体、都道府県知事にみなまかしておりますと、こういふ答弁であります。私は、こういふ点について、この公有林の乱売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱売

といふものはある程度規制ができたのではなかろうかといふ気がする。この点の總理大臣の見解を聞きたい。これが第一点であります。

○柴田(健)委員 田中總理は、お答えを聞いておると、バラエティーに富んでどうも焦点がほけておるような気がいたしますから、答えも簡単に願いしたい。それからお尋ねも要点だけ申し上げたいと思いますので、その点でお答え願いたいと思います。

まず、土地問題で、今度森林法を改正される法案が出て、この法案を通しては、すべての売買、乱開発の規制ができるという大義名分を前面に出しておられるわけですが、私たちは、その一つの方法と手段としてはそうかもわかりません。

しかし、これまで手が打てなかつたか。何も法律をつくらなくて、打てる方法なり、監督権は總理大臣にあつたはずだ、こういふ気がするわけです。そういう立場から、まず土地問題について四つを一括お尋ね申し上げますから、四点お答え願いたいと思います。

第一点は、四十六年七月一日現在で百四十六万七千ヘクタールの市町村、財産区有林があり、この面積の中で、この一、二年の間にたいへんな売買が行なわれてゐるわけです。民有林、私有林は個人ですから、これは私有財産の問題で憲法問題になつて、売ってはいけないといつて押えることは

なかなかできない。けれども、公有林、区有林は、地方自治法に基づいて法人組織で管理しておるわけですね。その地方自治法に基づく法人が持つておる財産の処分をかつてにさした。先般、自治者の関係者を呼んで聞いたら、そんな指導も

何もしておりません、地方公共団体、都道府県知事にみなまかしておりますと、こういふ答弁であります。私は、こういふ点について、この公有林の乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

売といふのは、これは何としても、地方自治法は總理大臣の監督権が明記されておるのですから、こういふ点にもつと配慮しておいて、行政指導を自治大臣に命じてやつたならば、この乱

それから第一点は、都道府県がいまや土地の保全条例または県土条例。あらゆる規制条例を漸次いまつくつていっておるわけです。御承知のことおりだと思います。このそれぞれの都道府県が土地の保全条例をいまつくつておる、やはり都道府県の責任において土地の利用計画というものをそれぞれの府県において立てていこうといふ前提があればこそ、この乱売買、乱開発を規制しながら、やはりそこに環境保全なり自然保護なりたら、優良林野、優良農地、そういうものを守りながら、人間のしあわせのため、土地の付加価値を高めようとする一つの努力だと思うのです。そういう過程の中で、この森林法の一部改正で一方的に中央集権的に規制を強めていくだけでは、これはほんとうに都道府県知事のほうが迷惑するという気がします。そういうことを考えたときに、何としても国が個人の財産を規制する、または市町村の公有財産——県有林なり国有林といふものはそう簡単に売買しておりませんが、しかし、何としてもこの個人の山を買ってくれといふ場合、買い取りの問題が起きる。次は、いままでこの乱売買においてゴルフ場をつくるとかまたはレジャー施設その他種の工場を誘致するとか、いろいろな名前を使ってこの買い占めをしておる土地が、元の市町村なり地権者から買い戻しの運動が起きた。言うならば、市町村が買い取りをするといふか、要するに、買い戻しをする。それからまた、土地の利用計画からいうと、やはり換地処分といふ換地を考えなければならぬ、交換をしなければならない。その財源措置は、私は、田中總理は宅地債券を考えて労働者の財産をふやしていくことなどを言われておりますが、宅地債券といふよりか、まず都道府県のその土地の利用計画を高める、規制をしました調整をするためには、やはり地方債といふそういう制度を認めたらどうかといふ気がするのです。それから地方債を認める財源

措置を講ずる意思があるかどうか、これが第二点です。それから第三点は、この三十万ヘクタールとう、現実に生産調整からくる減反政策の中で、完全にベンゼン草をはやしておる、完全に荒れておる土地がある。これは御承知のとおりだ。それはもう総理大臣が進めた政策ですから、この三十万ヘクタールを原形のまま転作を奨励されるのか。これはもう私は農民にどんなに転作をすすめて、大豆を植えろと言つたって植えるものではない。先ほど総理大臣は一言触れておられました。が、この三十万ヘクタールの休耕地、荒れた田をどう再開発するかという具体的な構想を聞かせていただきたいのです。原形のままの利用計画という転作は私はもう不可能だと思うのです。こういう判断から、この休耕地三十万ヘクタールの再開発についての具体的な施策をお聞かせ願いたい、これが第三点であります。

それから第四点は、この土地がいろいろな民間業者なり民間企業が開発をやっておることもこれは事実であります。それをとめるわけにもなかなかまいりますまい。けれども、地方住民、関係住民が一番心配する点は、災害が起きたときにどうするかというのがいまの最大のこの住民の関心であります。要するに、受益者負担、原因者負担となりレジャー施設なりゴルフ場なりその他の開発をする場合に、災害が起きた時分にどういう責任業——地方公共団体がやる場合はそれは別としても、民間企業がそういういろいろな形で宅地造成なりレジャー施設なりゴルフ場なりその他の開発をする場合に、災害が起きた時分にどういう責任を負たせていくかということが住民の関心のあるところであります。要するに、災害が起きたら、災害復旧または地元住民に与えた災害補償といろなもの、この二つの面のある程度法的な義務づけをする必要がある。これを考えなければならないところではあります。だから、災害復旧なり地元補償、住民に安心を与えるための開発ということになれば、この二つの法的な措置を考える必要があ

○田中内閣總理大臣 第一点の、公有林の処分状況から見てもう少し調整を必要としなかつたかといたところでございますが、公有林は相当ござります。この公有林、特に部落有林といふものを国で買い上げてくれという運動が熾烈であるということは御承知のとおりでございます。これは國で買上げるのでですから、乱開発に結びつくわけはありません。しかし、公有地そのものが処分されているというのは、自治体の財源問題が主体でそういうことになつてゐると思うわけであります。これは私は具体的にはつまびらかにしておりませんが、しかし、これは自治体でありますので、自治体の意向尊重——当然公有地の処分は議会の議決を経なければ处分ができないわけでありますから、適法な処置が行なわれてゐるわけであります。そういうものに対し、国土の総合的な利用というような第二問との関連性で、今度国土総合開発法の中ではいろいろなことを考えておるわけでございます。そういう意味で、第一点の、公有地が他に転用されたという点に対してはもう少し政府の調整権を発動しなければならないといふような地方自治法の調整権の発動は、地方財産の処分権の行使というものに対してもどうも直接結びついておらないようでございます。

そうすると、宅地造成とかいろいろなものがござりますが、そういう意味で、地方自治体が将来の展望のもとに合理的な計画を施行するためには金が必要になります。それは土地債の拡大をするかどうか。これは拡大をしてまいります。それから、地方債を発行するということに対しても、計画ができると宅地を提供するということになりますから、宅地を提供すれば当然造成もしなければなりません。換地やその他に金が要りますから、地方債を発行するということに対しては、これは土地供給公社債でもうつこうだと思うのですが、これは大幅に認める。それが民間資金を圧迫しないように、場合によれば資金運用部で相当部分引き受けてもよいというぐらいに具体的な考え方を持っております。これは全く地方が主体で行なうということをございまして、政府がこれに対しても制約をしようというような統制的な意図は全くありません。明確に申し上げておきます。ですから、高速道路や汽車の窓から見れる場合も、農振地域にありながらも、十分の一が草ぼうぼうになってしまふところはまだいのです。ところが、その部分でも三年間やりますと、カブト虫でござりますが、何か非常に甲らの固い変な虫が発生する。これは農政上初めてであります。困つております。これは米を半分食いますから、全部碎米になってしまふといふことでございまして、たいへんなことがあります。植林をされているものがどうなつか廃田になつていて、他のに転作をしているものがどうなのかとも、いま農林省で検討させております。あと三十万ヘクタールのうち結局幾らが転作になるのかという問題を詰めながら、具体的に実情に適合した制度をやらなければ、とてもこれはもとには戻らぬと思うのです。青森県においては今度開田費を出してやつても要

け付けないという現状でござりますから、そういう意味で、実情を十分把握の上、転作が幾らできるのかという計算はしてまいろうという考え方でございます。

それから、民間企業の土地開発による災害の負担、これは原因者負担であることは当然でござります。原因者が人命に危害を及ぼしたとか、災害を及ぼして公に損害を与えたという場合、原因者が負担をするということは今までもそういう制度がござりますから、これはもう法制上は完備して

おる。ただ、個人的な災害とか休業補償とか、いろんな問題に対して民法上の争いが起ることも事実でございますが、法制上は現行法で十分完備をしておる、このように理解をしております。

○柴田(鶴之助) 第二点の、三十万ヘクタールの休耕地を調べてみなければわからない。これがおかしいのであって、杉やヒノキや何か植えておるところは転作として認めておるはずですよ。そんなことをいはるる巻里大臣に印象をうつするつもりはない。

れがつけるのですか。とにかく小規模の構造改善をやらないと、これは現行のままで転作は成功しないと思しますから、十分留意してもらいたい。時間がございませんから、それだけ申し上げま。

次に、米の問題を一つ申し上げますが、いま四十八年産米の米価の問題が話題にのぼり、それぞれこれから苦労をされるわけであります。しかし、何としても農民はいまださぞやかな抵抗を示し

予約を延期する、拒否をするという問題がいま起きています。これに對して総理大臣は、農民がなぜこういう抵抗を示してくるのか、それをどう理解されておるなりか、これが第一点。

それから、農民はどうしても理解できないといふ点を農民の側から申し上げると、米価の決定の期日であります。作付が終わつてもう新しい米が出来ようとする七月、八月になつてからきめるなんということは、何としても農民をばかにしたやり方だといふのが農民の声であります。こういう農

民の声を無視するところに農民が抵抗を示していくといふことも言えると私は思うのです。そういう立場から申し上げると、もうこの辺で米価の決定は農民の意をくんで、農民の期待にこたえて、

明年度からは作付前の四月からそもそも五月に米価の決定をするという方向で決意を示してもらいたい。  
この一点を、ひとつ簡単にお答え願いたいと思  
います。

がござりますが、やはり日本の善良な農民でござりますし、私の母も善良な農民でござります。ですから、まあいろいろな過程においてそういうことがあると思いますが、私はいまの状態において、政府がこれに対処して、真剣な米価算定といふことに対して審議会でも討論をいただき、国会でも議論をいただき、そして適法な措置をとるわけになりますから、農民の協力は得られる、と考えております。

それから米価の決定というのは、これは前から問題になつておるのです。これは米価だけではないのです。米価といふものは、予算米価としてきめるのはあたりません。これはもみの貯蔵、

来年の開田計画をそれによつて農民が自由選択をされるような状態に予算米価できることは望ましい。これは毎年問題になつてゐるのです。それと同じく議論されておるが人事院の給与なんです。これは、国会で議決をされた予算というものが

をまた修正をしなければいかぬ、こういう人事院の状態が行なわれておるわけです。これは米価と常に同時に議論されている問題なんです。それは前提があるのであります。その後の経済情勢、賃金の上昇、こういったものでござりまするから、

ればならぬといふことで、国会の議決があつた予算とは関係なく補正予算を組まなければならぬというような、いまの人事院の制度と同じような状態において米価もきめられたわけでござります。

ですから、政府当局からすれば、予算米価でもつてきめてあらう」とが一番いいのです、実際は。

米価だけじゃなく、人事院の勧告も来年度から

やつてもらうのが正しいのだ。国会の議決尊重といえば国会の議決に拘束されるわけですから、そういう意味では、政府には資金上、予算上だめな

場合には国会に対しても明確にすべきである。このことは、憲法における国会の状況から考えれば、少なくともこれは予算の前にき

めらるべきものであらうと思ひます。しかし、戦後に社会情勢の変化が非常に大きかつたので、諸般のファクターを全部寄せ集めてかかる後に慎重

にきめなさいということで、いまの人事院の勧告制度になり、片や同じ時期から採用されておる米価の制度になつておるわけですから、そういう意

味からいいまして、四月に上げる、四月というと  
まだ春闘もきまらぬとか、いろいろな問題もある  
のです。それで七月になつてしまつて、まだまづ

すると八月の早揚米が出てくる、こういうことで、多年国会で議論され、お互に英知を傾けた問題でござる。おまけに、おまけに告金の日など、二

問題でござりますが、なかなかお詫び申たまし  
ういう問題でございまして、これはやはり国会で  
議論していただきまして、米価もできれば予算米

官公勞の給与を予算できめるということになれば、そうすれば、勧告があつて、来年の四月一日

からということになれば、次の予算で差しめるわけです。この議論も人事院の制度の中ではさんざん議論してきたのですが、これだけの戦後の経済情勢

が一年、半年ともいえないような現実に徹してやむを得ないということできているわけです。ですから、そういう意味で、この問題、せっかくの御

発言でありまして、私もよく理解はします。私も百姓の子ですから、よく理解するのです。政治といふものはそういうことをはつきりしたほうが非

常にいいのです。それで、安い値段できめるとい  
うようなことでは政府は不届きだ、こう言われや  
すいきめ方は政治上は排除しなければならないこ

とは私もわかります。ですが、それはプラス、マイナスがありまして、そこらひとつ十分御検討いただきたい、こういふふうに思います。

○柴田(継)委員 時間が参りましたけれども、ちよつと最後に農林大臣、農民の心を破壊してきました高度経済成長といふものは理解してもらわなければ困ります。今まで農民の農政といふ立場でそういう取り組み方をしてきたところに私はいろいろの矛盾が出たと思う。もうこの辺で農政の大転換をやるとすれば、国民の農政に方向を転換しなければいかぬ、国民の農政として取り上げていかなければならぬ、そういうことを十分理解してもらいたいと思います。

総理、この月末に訪米されるのですが、いろいろ重要な課題があろうと思いますが、私たち農林水産の立場からいと、貿易自由化の問題で、オレンジだとか肉類その他もそうあります。しかし、どういう心がまえで話し合いをつけておられるのかと、一言だけお聞かせ願いたい。

○田中内閣総理大臣 アメリカ側が長いことオレンジの自由化を迫つておることは事実でございまが、こちらにもかんきつ類の業者もござりますし、ミカンは収穫が多過ぎてなかなか大いへんな状態である、こういうことでござりますので、国内の状態といふものを十分述べて理解を求めるという考え方でございます。この間農林次官をアメリカに派遣をしまして、日本の実情をいわば数字をもつてよく言いなさい、数字のない話はだめだのですよ。耕作農家といふものの単位面積の、から、説得力がないから、私が絶えず数字を持つておるのはそこにあるんだ、こういうことで数字を持つていったのです。ところが、向こうは驚いたのですよ。耕作農家といふものの単位面積の、總額の自由化がなぜできないんだ、こう言つておつたものが相当の理解を示したということであつて活力ということでやつと理解した。そういう意味で、なるほど、かんきつ類のわずか五億ドルつまりますので、やはり私もそういう現状といふもの



○田中内閣総理大臣 大豆は、しょうゆとかみそとか、これはもう全く米につきものの原料でありますから非常に重要なことはよくわかります。私も毎朝に豆を食っているわけでありまして、これはほんとうにわれわれは豆がなくあやどらしょくもないといふくらいでありますから、自給率を高めなければならぬということはこれには同感であります。ですから、そのためには生産者の所得を補償しなければならぬということになりますが、これはただ三〇%でも四〇%でもといふわけにはまいらないのです。これはやはり大豆を幾らつくても、日本でつくるよりもむんと安いものが多量にできるのだということになれば、国民にはなるべく税金のお世話をしないで、それで安いものを提供しなければいかぬ。たゞ、物価の安定とか安定的供給をしなければならぬという面で、少なくともどんな国際的変動があつてもそれに耐えられるだけの、先ほど言ったように備蓄というような性格を持つ、どんな変動にも対応できるような国産大豆は必要であろう。だから、そのためにはどうすれば一二%できるのかといふ問題に対しては、ひとつ勉強いたしました。

○諫山委員 そうすると、昭和四十五年、昭和四十六年を例に出して価格を大幅に引き上げるべきだという指摘をしたのですが、この点についても勉強しないと結論が出ませんか。

○田中内閣総理大臣 大幅に引き上げれば、それは税金でまかなうか、消費者価格を上げるか、どっちかになるのですよ。ですから、簡単には申し上げられないのです。政府は、そんなに簡単に是言えないのです。税金も計算しなければいいのです。安いものは安定的に提供しなければいかぬ、生産農民の利益も守らなければならぬ、いろいろなことなんですか、それは勉強しなければなりませんか。



考えられるじゃないかといふよくなじみの一つの問題としては考究されるわけです。

ですが、農林省の予算そのものが米でもつて大きなウエートをとられておつて、あとの政策といふものにその予算が盛られないというような実情、これはやっぱり米が固定的でどうにもならないなら、別に農林予算は別な角度から考えなければいいかねだらうということは十分理解しております。

○瀬野委員 森林の乱開発防止対策についてお伺いしますが、保全だけでは機能を十分に果たせないことは御承知のとおりであります。国民的要請にこたえて、需要の増大に対応した木材の安定的な供給をはかることは当然でありまして、流通対策、なかんずく価格対策が不十分であることを私は率直に指摘したいのです。

問題化したこととは御承知のとおりであります。が、いま日本の林業に欠けていることは、さきにも指摘したことと、林業者が安心して造林、保育に從事し、生涯、希望を持って生活できる長期の対策が必要であります。今回の改正にあたっては、森林組合がみずから森林の經營を行なうことができる道を開いております。また乱開発防止が規定されておりまして、乱開発防止のために森林組合が林地の転用、林地造成、交換分合などで森林を買って再分配しようとしても、資金量に乏しく、大企業の山林賣い占め、乱開発には対抗できないのが現状であります。御承知のことと、農地については農地法の規制がありますが、森林法ではまじめに自営している人以外でも山林の賣い占めができるようになっております。

したがつて、森林組合に対しても、總理の決断と実行によつて、乱開発防止のためにも、適正伐期・齡級等を考慮して、四十年償還、据え置き十年、しかも國から利子補給するなど、相当思い切った政策によつて対処すべきである。そくなれば林業は救えない、かように思うのですが、

この点、總理の見解を簡潔に承りたいのであります。

○田中内閣総理大臣　突然具体的な数字を御提示になりましたので、私もまだ準備がございませんので、そういう問題が採用できるかどうか、まだ明確にお答えできません。できませんが、森林の保護ということは重要であるということだけは、これはもう私自身も同意でございます。ですかから、お互いが、東京でもどこでも、やはり都会生活は青い空、緑の生活環境、これはもう人類の夢であり、理想郷なわけですから、そういう意味で、やっぱり日本人の緑、日本人の水というようなものを守らなきやならぬということは、これはもう当然でございまして、これらの問題に対しても、私もひとつ、せつかくの御提案でございまして、十分勉強させていただきたいと、こう思います。

策について一点お伺いしますが、本年四月、参議院決算委員会でわが黨の黒柳委員がみずから調査で明らかにしたところによりますと、全国の既設ゴルフ場は六百八十一カ所、約六万一千余ヘクタールで、造成計画中を入れると千四百カ所近く、約十四万六千ヘクタールになつております。これは東京二十三区の約三倍、全國の工業用地十二万ヘクタールをはるかに上回つた面積になつております。ところが、このようゴルフ場開発にもかかわらず、政府には主管官庁がなく、したがつて、この数字の当否ら明確にできない実情にあります。一例として栃木県の場合を見ると、二、三年前のゴルフ場の数は七つだったのが、最近では十数カ所にふえ、造成中や計画申請を入れると約百三十カ所にもなるといわれております。もちろん私は国民の健康管理、体位向上のため、またレクリエーションの場として適当なゴルフ場の必要性は認めるのでありますが、最近のゴルフ場のブームは、会員権の売買等による利益を目的としたケースが少なくなく、その投機化は目に余りがあります。

そこで、土地が急峻であり、ゴルフ場適地が少なく、ゴルフ人口の急増しているわが国の場合、

国としても自然保護の見地から、國土利用とゴルフ場の将来計画を早急にきめる必要があると思うが、この点どうか。  
さらに總理大臣に伺いたいんですが、四月十九日の毎日新聞の社説に、總理は「新潟にはどんどんゴルフ場を造成するがいい。国会答弁と違つて、これが私の真意だ」と言つておりますし、また、トンネルをすればゴルフ場だと新潟県のいわゆる同郷人の会合においてこんなことを言つた、こういうことが四月十九日の毎日の社説に出でつた。このことに対しても、私は去る四月十九日、四月二十九日、二回にわたつて農林大臣にその真意をたゞだし、總理にも真意を聞くように言つたのであります。ときあたかも、物価問題等に關する寺内委員会で、この答弁がよきものと評議され、吉田内閣も喜んで、吉田内閣は、

○田中内閣総理大臣　自民党の中にもゴルフ場の問題に対していろいろな議論が行なわれております。しかし、私はあくまでも個人的な見解を述べるわけですが、私は乱開発が行なわれるといふような状態でゴルフ場ができるといふことは望ましいことではないと思いますが、いまも御指摘がございましたように、国民レクリエーションの場—ゴルフ人口が千万から五千百万人になんなんとしている。ワンラウンドやるのに一万円もかかるといふような状態がいいとは私は考えてないが、偶然ではなく、総理自身の心にあるものがつい口に出したものではないか、国会軽視もはなはだしいということ、いろいろと論議したところですございます。この機会にぜひ総理に答弁を求めていたいということで、今日を待つておったわけですが、その真意が不明確なので、総理自身から明確にひとつ、ゴルフ場乱開発とともにお答えいただきたい。

おりませんが、そういう意味で、ゴルフ場というものが国民的欲求として必要不可欠なものである

としたならば、ゴルフ場は提供すべきである、こう考えておるのであります。これは、よその国は耕地保護という意味で、ゴルフ場に対しては税金をとまけ、補助金を出しておる國もあるわけでござりますから、やはりそういうものも十分勘案をしながら、日本は国際的に見てどのよな状態にあるのか、ゴルフ場というものは野球場やいろいろなものと比べてどういうふうになるのかということを考えて、結論を出すべきだと思うわけでございます。アメリカは一万五百分所あります。イギリスは日本よりも小さいけれども二千五百分所あります。(「面積が違うよ」と呼ぶ者あり)イギリスが二千五百分所あるのです。だからイギリスの面積とイギリスの国民の数でいくと、日本は三千分力所あってもイギリスよりも少ないのです。それは明確に敷地で申し上げま

す。私は自信をもつて数字で申し上げているのです。ですから、懇意論じやだめです、こういう問題は、数字でちゃんと申し上げておるのですから、数字で反駁されるのはかまわぬけれども、これは事実だ。

そういう意味で、少なくとも国民レクリエーションという場でゴルフ場が必要であるということが国民的要請であるなら、これと反するような政策がとれるわけはない。しかし、そのかわりに、ゴルフ場をつくることによつて他に影響が及ぶというなら別であります。影響が及ばないようにならんと国土総合開発法でやつて、特定地域に指定されれば、公共用地には収用できる、移動することができない、買取り請求権でもつてちゃんと収用できるようになっているじゃありませんか。そういうこともすべてを考えながら国土総合開発法を提出しているわけであります。

ですから、私は少なくともゴルフ場というものは国際的視野に立つて、しかも日本人の要求といふものがどうなつておるんだということ。ゴルフ場十八ホールでもつて百三十二人の従業員を使つ

われであります。そういうものでもって何十カ所持った場合、一体冬どのよろな収入を受けられるのかということを計算しておる地方公共団体もたくさんあることは事実でございますから、そういう意味で、広範な立場で、東京や大阪の近隣といふだけの考え方で日本全体のゴルフ場を律すべきではない、私は個人的にはそろ理解しておるのであります。

それから新潟の問題は、これは申し上げたのであります。私はそう思つてゐるのです。新潟は新幹線が五十年四月一日にできるのであります、新潟にはいま八カ所しかない。そういうことで、いまゴルフ場の設立の申請が二十カ所ばかりあるが、これはどういうことでありますかと問われましたので、私はその地域を一つずつ話を聞いて調べてみたのです。それはみなどうにもならない山なんです。これは信濃川や何かの治水工事に使つたそだ山なんです。ですから、そだ沈床といふものが非常に少なくなつて、わずか五十メートルか七十メートルの山であつても、雪の降るところであります。そしてそれは農地ではない、雑地であり山林である。そしてそだ山はだんだん大きくなつてどうにもならないくなる。いまは炭は焼かない。これはどうすればいいんですか、こういふ話を持ち込まれたときに、私はそういう丘ならゴルフ場にすることは望ましいことだし、ゴルフ場のまわりに百坪ないし三百坪の土地を用意しておくことによつて、どうせこれから学校は週休二日といふよりも、夏と冬四十日間休むというようなことが、私はもう長い将来のことではないと思ひますから、そこへ、新潟県から出ておつた人たちが子供を連れてきて、夏四十日置く、冬四十日置くといふことになれば、これこそ一石二鳥じゃないか、こういふことを述べたのであって、そこでその、トンネルを越したらゴルフ場ありますと、これはまあ、そこは一言多かつたかもわかりませんが、そういう心境を述べたのでございまして、私は悪い見解を承りたい。

○田中内閣総理大臣 先ほど急な御質問でござい

と時間が足らなくなりますので、一応議事録を見てまた次回に譲ることにしますが、總理の眞意が一応わかりまして、私、あ然としたわけです。いずれにしても、次回にまたこの件については質問をいたすことにいたします。

そこで、森林法の関係についてもう一点、重要なことをお尋ねしておきますが、森林組合は森林法から切り離して単独法でやるべきである、こういふ点についてお尋ねするわけですかけれども、總理は先ほども、数字のことをとっさに言われて、もとおっしゃられたが、昨日からちゃんと通告をして、これらの問題についてはお答えいただくようお願いしたい。

森林組合及び森林組合連合会は、森林法に基づく特別法人でありますて、森林所有者が協同組合で組織を入れて組織する協同組織となつております。その行なう事業によって、施設組合と生産組合に分かれております。

現行森林組合制度は、昭和二十六年の改正森林法によるもので、すでに二十二年を経過しておりますが、この間、林業と山村の情勢も大きく変貌し、林業經營も、従来の家族労働中心の個別經營道をたどりつつあることは御承知のとおりであります。

そこで、森林組合の山村地域社会における役割をたどりつつあることは御承知のとおりであります。しかし、森林組合中心の協業化へと急速に近代化の進行をいたしましたが、この問題、やはりどうにもならないことがあります。そのため、放送法ができたんだから放送法で分けるべきだといって、十五年前に国会でもつて議論になりましたが、まあいろいろ問題、非常にまだ時を見なければいかぬので、放送法の中で律すべきであるといふことで、あの大きなNHKでも、日本放送協会法というふうになつていらないわけです。

ですから、そういう意味で、この問題、やはり農協法や漁協法のように単独法とすべきでないといふ議論が政府部内では現在定着をしておるわけであります。

○瀬野委員 この件については十分ひとつ検討願いたいと思う。

そこで、森林組合の山村地域社会における役割がいろいろ論議されてきましたが、總理は食管制度を堅持していくのか、食管については維持するといふふうな態度であるのか、この点について簡潔にお答えいただきたい。

○田中内閣総理大臣 食管制度は維持するも堅持するも、これは同じことだと思うのです。これはもう食管制度をやめるというのじゃありませんから、食管制度というものは、合理化は必要であつても、食管制度といふものは依然として必要である、こういう考え方方は持つておるわけです。これ

ましたというのは、御発言の中に四十年といふような具体的な数字のある金融制度が指摘されましたが、その面に対しても申述べたわけでございませんから、誤解ないようにしていただきたい。森林組合に対しては、これは農協や漁協のよう分けたらどうかという御議論があることは事実でございますが、森林組合の特性から考えてみて、事業範囲の拡大を行なうということが第一義だろう、現在の段階においては森林法の中で定めておる森林組合といふことのほうがよろしいといふ結論を政府は持つておるわけであります。

これは、そういうのは具体的に議論をされて、戦後ずっと議論をされてきております。これは放送法の中で、日本放送協会法と放送事業法と、民放ができたんだから放送法で分けるべきだといつて、十五年前に国会でもつて議論になりましたが、まあいろいろ問題、非常にまだ時を見なければいかぬので、放送法の中で律すべきであるといふことで、あの大きなNHKでも、日本放送協会法といふふうになつていらないわけです。

ですから、そういう意味で、この問題、やはり農業のビッグスリーといふのは米、畜産、果樹で米の生産調整によつて果樹生産農家はたいへんな打撃を受け、軒作をいたして、今日日本の温州ミカンなども生産過剰に推移しておることは御承認のとおりであります。西日本においてはこういったことでたいへんな問題になつております。

○瀬野委員 最後にもう一点お伺いします。農産物の輸入自由化、特にオレンジ、果汁の自由化問題についてお伺いしたい。

○田中内閣総理大臣 消費者米価は年度間これを据え置くということは、そのとおり関係各大臣との間に協議が成り立つておりますから、これはもう消費者米価を上げるような諸問題はいたしません。明確にいたしておきます。

○瀬野委員 最後にもう一点お伺いします。農業のビッグスリーといふのは米、畜産、果樹で米の生産調整によつて果樹生産農家はたいへんな打撃を受け、軒作をいたして、今日日本の温州ミカンなども生産過剰に推移しておることは御承認のとおりであります。西日本においてはこういったことでたいへんな問題になつております。

○瀬野委員 これが御承認のとおりであります。農業のビッグスリーといふのは米、畜産、果樹で米の生産調整によつて果樹生産農家はたいへんな打撃を受け、軒作をいたして、今日日本の温州ミカンなども生産過剰に推移しておることは御承認のとおりであります。西日本においてはこういったことでたいへんな問題になつております。

○瀬野委員 本年度の生産者米価については、農業團體等は十キロ二千百八十五円を要求しております。生産者米価の大額な値上げを要求しておりますが、さらに消費者米価についても据え置くところの方針のようになりますけれども、この機会に生産者米価及び消費者米価について、簡潔にお答えを願いたい。

○瀬野委員 本年度の生産者米価については、農業團體等は十キロ二千百八十五円を要求しております。生産者米価の大額な値上げを要求しておりますが、さらに消費者米価についても据え置くことの方針のようになります。これはもう維持と堅持ができますから、誤解ないようにしていただきたい。森林組合に対する堅持でもけつこうあります。

管制度と日銀法ぐらいしかないのかもわかりません。これはそれだけ非常に重要であるということをさしますから、食管制度は維持してまいります。生産者米価の大額な値上げを要求しておりますが、さらに消費者米価についても据え置くことの方針のようになりますけれども、この機会に生産者米価及び消費者米価について、簡潔にお答えを願いたい。

○瀬野委員 本年度の生産者米価については、農業團體等は十キロ二千百八十五円を要求しております。生産者米価の大額な値上げを要求しておりますが、さらに消費者米価についても据え置くことの方針のようになります。これはもう維持と堅持ができますから、誤解ないようにしていただきたい。森林組合に対する堅持でもけつこうあります。

ながるということで反対をいたして、阻止すべきである。このように訴えておるわけであります。このことについては、本国会においてしばしば私も農林大臣に、また政府にも姿勢をただしてまいりましたが、農林大臣はそのつど、私としては田中総理も含めてのことかと言ひ、やはり田中総理はどうかとこう言いますのであります。けれども、私としてはと云う。閣僚の一人であるから田中総理も含めてのことかと言ひ、やはり私としてはといふことで、言をえないのです。

そこで、田中総理にせひこのことは明確に果樹農家のためにきょうは聞かたいと思って、前からお待ちしておったわけですが、田中総理は、日本農業における果樹農家を守るため、断固オレンジ・果汁の自由化は阻止していただきたい、総理の口からばつきり言つていただきたい、このことが果樹農家の声であります。私もそう思うわけであります。今月二十九日に訪米されるが、米国側に対し強い態度で臨んでいただきたい。その決意のほどを伺いたいのであります。

また、大豆輸出規制、近くはトウモロコシ・マヨの輸出規制等も考えられるといわれております。そして、日本はどうしてもアメリカに依存をせねばならぬ飼料問題等がありますので、その見返りとしてアメリカから強い要請がないとも限らないと推測するわけです。そういったことを踏まえて、農家のために、農家出身の田中総理は断固としてアメリカに対処していただきたい。このことの決意をひとつ伺いたいのであります。

#### ○田中内閣総理大臣

オレンジの自由化を強く迫られていることは事実でございます。事実でござりますが、しかし、日本の生産農民に与える影響は非常に甚大であること、しかも農業構造改善をやつておる、減反政策等を進めておる現状に微

も合同委員会が行なわれるわけでありますから、ここでも当然問題になるわけでございますが、事実述べて理解を求めるといふことは、これは当然でございます。私は生産農民と会っている場合には、少なくともどんな場合があつても、あなた方は、果樹に転換をするとか肉牛に転換をするとか、地域によつてできないところがござります。また南九州のように、果樹にもいいけれども肉牛にも転換できるといふような面もありますから、それに時間かかるかかるわけです。そういう政策というものがありませんが、わざわざ行なわなければ混乱が起つてはなりませんから、そういうことを政府としては十分に分かんしゃくをしながら考えます。だから、あまり何かやられるのじやないかといふような考え方で考えないで、動搖しないでおいてもらいたい。

どうにもならないような事態があつたらどうしますかという質問に対しても、少なくともその場合、果樹、国内でもつてできたものでうんと値下がりをするといふ事態があつたらどうしますかという質問には、政府がいま学童給食をやつしているのですから、そういうものや、社会保障政策の老人ホームとか、いろいろなものに全部さばいても迷惑をかけてはいかぬという考え方を基本にしているのですから、ひとつ政府を信頼しておつて手持ち資金が苦しいというなら、その融資はもう停止をせよ、窓口を縮めていくわけです。それから物品を持つておつて、それを温存しておつて手持ち資金が苦しいというなら、その土地を売りなさいといふことで、金縛り上の問題だけ融資をしないということでもつて、こまかくいま行政指導をやつしているわけです。もう一つは、それだけでは逃げ道がないわけでございます。

これは私もこの政府、この政党で転作を奨励しているのですから、それで転作は奨励するが転

用してくれ、こう言つておるのです。ですから、そういうことで御理解いただきたい。

これは私もこの政府、この政党で転作を奨励しているのですから、ひとつ政府を信

用しておつて、それを温存しておつて、それを温存しておつて手持ち資金が苦しいといふことで、その間の事情を十分考えながら、国際的な問題には対処しませんが、それでも苦労するわけでありますので、その間の事情を十分考えながら、国際的な問題には対処しませんが、それでも苦労するわけであります。

○瀬野委員 以上で終わります。

○佐々木委員長 神田大作君

開発行為に県知事の許可制をとらうとしておりま

昭和四十八年七月十一日

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十三号

それだけではなく、私はやっぱり昭和六十年展望でもって、来年から労働者財産形成法ということでいま検討を始めたわけあります。これは五百坪、百五十坪、二百坪、二百五十坪、三百坪の五段階にしまして、そして地方公共団体と農協が主力になってひとつ土地を造成する。そして土地債券として、これをとにかく土地証券として流通する。これは私の年来の主張なんです。だから、そういう意味で、まあ所得政策というところまでいかなくとも、一定期間無税国債といふものを持てば、少なくともある一定限度の頭金をそれで払え。段階的にいつでも百坪のものが手に入るのであって、まだ収入がふえれば三百坪のものに買えられるといふやうなものを、少なくともいま大きっぽな一つの試案として検討している段階では、百坪が百戸、それから百五十坪、二百坪、二百五十坪、三百坪まで百戸分ずつといふと五百戸になるのです。そのほか賃貸の近接というので、市街地における立体化による借家が約五百万戸、そうするとおおむね一千万戸といふものを用意すれば、土地証券とか住宅証券といふものが流通するようになるのであって、やっぱりそういうことと全部合わせないと、ただこれをいぶり出しをする、出さない者には懲罰をするといふことになれば、これはもう憲法上の問題とか民法上の問題とか、いろいろな問題があるわけですから、これはそういう意味では今度の国総法でも、きょうも質問がありましたが、一定の用途を明確に示さないで特定地域に指定して私権の大幅な制限をやることは憲法の問題が起きたといふ議論がありますように、それは当然起り得る問題なんです。ですから、現行憲法の許容する範囲内であって、社会通念というのもつて許容される際限一ぱいといふ法律が今度の国総法だと思ってるんです。

だから、そういう意味では、あの国総法が通過をして、いまいう地方の債券を大幅に認めて、しかもそれは資金運用部でも引き受けたということになれば、これは物価問題の状態等相当勘案しなければなりませんが、国民が求める土地が与えられないということじゃないのです、全然ありません。そういう意味で、そなれば今度民間も競争して自分たちが宅造を行なって売り出すということになります。建設省は代執行しますよという法律まけ考えるといふことよりも、あめとむちと俗にいわれてあるようなもので、それあなた方がつくどろをどうするのだ。ゴルフ場の建設者は、前を通る県道だけのどろを取つて、たんばのどろは取れないので、責任がないといって、幾ら交渉しても補償はしないといふような問題が各所に起きています。こういうような問題に対しても、これは真剣に考へて、こういう乱立、乱開発に対しまして取り組む必要があるうと私は思います。この問題について簡単にお答え願います。

○神田委員 時間の関係もありますから、簡潔に御答弁願いたいと思います。

それはわざります。わかりますが、しかし、いまはこれほども東京都についていえば、東京都の沿線の通勤に必要な土地、そういう適地というものは大部分大企業が買い占めをしておるのですよ。いふことにそういう施設をしても、適当な土地がなければこれはどうにもならぬ。その問題に対してそういう庶民が必要とする土地、山奥には幾らでも土地はあるでしょう。しかし、そういうところを買つたてどうにもならぬ。そういうところを建てるにもどうにもならぬのですから、そういう点においても手おくれをしておると私は思うのです。たとえば、さつき総理はゴルフ場の問題につきまして、これは必要性があるといふようになつました。たとえば栃木県の場合で、いまは三十カ所ある。認可したのは三十九カ所、六十カ所、百二十カ所。栃木県に百二十カ所のゴルフ場ができる。約一万ヘクタール以上になるでしょう。この一休乱立といいますか、何といいますか、これは非常な行き過ぎじやなかろうか。これに対する規制をしたらどうかといふ御発言ですか

じゃないよ」と呼ぶ者あり) いまの御質問が、森林法の条文に対しての御質問じゃなく、ゴルフ場に対する規制をしたらどうかといふ御発言ですか。私はそのままでお答えしているのであって、おかしいですよ。そうじゃないですか、皆さん。だから、森林法もその一環でござります。ですから、森林法もその一環だし、国総法でもちゃんとできるようになっている。(「いまは国総法をやつてある」) はい。この御質問が、森林法に対する規制をしたらどうかといふ御発言ですか。それはもとよりに戻して、約束したなら約束しておらない。今度幸い総理がアメリカへ行くのでから、こういう身がつてな、余つたときて、委員会等においても、先ほど農林大臣にも質問したのですが、何らアメリカに対して抗議をしておらない。今度幸い総理がアメリカへ行くのでから、こういう身がつてな、余つたときて、相談もしないで、相談したならないです。ですから、どんどん買ってくれ買ってくれと売り込んで、大豆が上がったから半分にする。だから、こういう身がつてな、余つたときて、相談もしないで、相談したならないです。ですから、そんな話を聞いて帰つては困るのだ。これはもとよりに戻して、約束したなら約束しておられない。だから、おまかせから——先ほど総理が食糧に対する規制するようありますけれども、これは県がやることじやない、全国的な問題なんだから、国が

私は、国際的分業は当然にならぬと思う。私は国内において、大豆といえば一二%の自給率、こんなことじやどうにもならぬ、少なくとも三分の一あるいは半分を自給するといふような、そういう考え方のもとに立つておれば、こういう問題もそんな緊急な問題じゃなしに解決できるわけです。それを二二%くらいの自給率、とにかく自給もできぬような状態。これは安いものがあるから、名前から安いものは入れるのだ、高いから日本ではつくらないのだ、そういうような農政のあり方、これはもう変更しなくちやならない、こう私は考える。櫻内農林大臣はさすがにこれは国際分業じゃとてもだめだ、今度は米価審議会にかけて、ゆつくりこの問題を検討して、国際分業ではない、國內で少なくとも自給を達成できるような方策をとりたいということを言いました。これは米審にかけて検討すると言われますが、総理の国際分業によつて農産物の需給を満たすのか、農林大臣の、国際分業ではだめであるから、今度は国内生産に重点を置くのだというのか、食い違いの答弁をやつておるようあります。この問題について総理と農林大臣と両方から答弁してください。

○田中内閣総理大臣 食い違いはありません。國

際分業論といふのは確かに国際的にあります。そ

うしなければ南北問題が解決できないわけでござ

ります。南北問題だけではなく、人類の平和が維持できないということで、東西問題から南北問題

に焦点が移つておるわけでございまして、ケネ

ディラウンドの採用はまさにそれでございます。

今度は東京において九月には新ラウンドの決定のための総会が開かれるわけでございます。ですか

ら、そういう意味で、工業化ができるおらない人

類が、とにかく七〇%も七五%も地球上に存在するのだ、だから、主要工業国といふのは、なるべく一次產品は低開發国と俗にいわれる開発途上

国から買つてくるようにしなければ平和維持がで

きない、こういうことであつて、そういうことは石油問題にもみな転化してきているわけでござい

ますから、大筋として自由な貿易ということをた

申しますけれども、食品用の大豆に重点を置い

て、私は、国際的分業は当然にならぬと思う。私は国内において、大豆といえども一二%の自給率、こんなことじやどうにもならぬ、少なくとも三分の一あるいは半分を自給するといふような、そういう考え方のもとに立つておれば、こういう問題もそんな緊急な問題じゃなしに解決できるわけです。それを二二%くらいの自給率、とにかく自給もできぬような状態。これは安いものがあるから、名前から安いものは入れるのだ、高いから日本ではつくらないのだ、そういうような農政のあり方、これはもう変更しなくちやならない、こう私は考える。櫻内農林大臣はさすがにこれは国際分業じゃとてもだめだ、今度は米価審議会にかけて、ゆつくりこの問題を検討して、国際分業ではない、國內で少なくとも自給を達成できるような方策をとりたいということを言いました。これは米審にかけて検討すると言われますが、総理の国際分業によつて農産物の需給を満たすのか、農林大臣の、国際分業ではだめであるから、今度は国内生産に重点を置くのだというのか、食い違いの答弁をやつておるようあります。この問題について総理と農林大臣と両方から答弁してください。

○田中内閣総理大臣 食い違いはありません。國

際分業論といふのは確かに国際的にあります。そ

うしなければ南北問題が解決できないわけでござ

ります。南北問題だけではなく、人類の平和が維

持できないということで、東西問題から南北問題

に焦点が移つておるわけでございまして、ケネ

ディラウンドの採用はまさにそれでございます。

今度は東京において九月には新ラウンドの決定のための総会が開かれるわけでございます。ですか

ら、そういう意味で、工業化ができるおらない人

類が、とにかく七〇%も七五%も地球上に存在するのだ、だから、主要工業国といふのは、なるべく一次產品は低開發国と俗にいわれる開発途上

国から買つてくるようにしなければ平和維持がで

きない、こういうことであつて、そういうことは石油問題にもみな転化してきているわけでござい

ますから、大筋として自由な貿易ということをた

申しますけれども、食品用の大豆に重点を置い

て、生まれとしておる日本としては、新ラウンドを推進しなければならないし、やはり全部が全部一次産品無関税、一〇〇%自由化ということはできまいから、三十二品目のうちから二十六、七品目農産品を押えておる。これだけどうぞうたる非

一つです。

二つ目は、アメリカに行つたときに大豆の問題、これは話してまいります。長期的なお得意で

あるから、日本はとにかく九〇%もアメリカに

よつてゐるわけですから、多様化するといつて

も、いまよそはみな不足である。中国大陸も不足

だ、どこも不足だ、ちょっとどうにもならない、

アメリカにたよらざるを得ない。おそらくソ連も

中国もみなアメリカとカナダに行つてゐるわけ

で、どちら、少なくとも長いお得意であったから、日

本に対しては安定供給をするよな確約を求める

といふのは、これは日米合同委員会でも当然のこと

とでござりますし、首脳会談においても十分主張

して、日本がなすべきことはやります。同時に、

○神田委員 これは時間がかかりますから、あと

で大臣の見解についてたましょ。

一体米審はいつやるのです。いつ米審をやつ

てくれるかという問題が出てくるわけですから、そ

ういう問題に対しても十分論議をしてまいろうと

いうことでござります。

さつきのゴルフ場の問題ですが、これは今度法

律が出ておりますから、森林地帯は森林法で、そ

れから市街化区域やそういうところは市街地再開

発法や都市計画法で、農地は農地法で、こうい

うなっておりますから、そこらはひとつ御理解のほ

ど、お願ひします。

○櫻内国務大臣 ちょっと御説明をしておきとう

ございます。

それは大豆の問題で、自給率を上げる、それに

ついては、食品用の大豆は少なくとも国内で自給

ができるようにつとめたい、一二%の自給率とは

いろいろ御意見はその際に私も十分承りたいと思つ

ております。

て、少なくとも七、八〇%まで持つていこう、こう

いう考えでござります。

大豆かすの問題もござい

ますが、食用油につきましては別途いろいろ考

えられる、こうことで大豆のことについては申

し上げておるわけでござります。

それから、国際分業論のことにつきましては、私はこういうことを申し上げておると思うのであります。今回の世界的な食糧需要の逼迫から、これまでの日本の食糧をどうするか、その場合に、

基本的には国内で生産できるものはできるだけつくることがよろしい。しかし、日本に万一気候異

變が起らないとはだれも断定はできないのであ

るから、そういうことも考えておけば、国際的な

つき合いというものも必要である。だから、その

辺はいろいろ勘案しながら、なかなか政治の上か

らは必ずかしい問題であるといふことを申し上げ

ておるわけでございまして、基本的には、食糧政

策として国内でできる限りつくっていくとい

うことについては、農林大臣として当然の職務だと

思つておる次第でございます。

○神田委員 これは時間がかかりますから、あと

で大臣の見解についてたましょ。

一体米審はいつやるのです。いつ米審をやつ

てくれるかという問題が出てくるわけですから、そ

ういう問題に対しても十分論議をしてまいろうと

いうことでござります。

○神田委員 これは時間がかかりますから、あと

で大臣の見解についてたましょ。

一体米審はいつやるのです。いつ米審をやつ

てくれるかという問題が出てくるわけですから、そ

ういう問題に対しても十分論議をしてまいろうと

いうことでござります。

○神田委員 先ほど総理は生産費は補償するけれ

ども所得は考へないといふように私ちょっとと聞い

たんですが、生産費・所得補償方式に基づいて農

民の要求する米価といふものは、これはよくお考

えます。

○神田委員 先ほど総理は生産費は補償するけれ

ども所得は考へないといふように私ちょっとと聞い

たんですが、生産費・所得補償方式に基づいて農

民の要求する米価といふものは、これはよくお考

えます。

○櫻内国務大臣 これは食管法に基づいて米価審

議会に諮問をしてきめるのでございまして、いろ

いろ御意見はその際に私も十分承りたいと思つ

ております。

が、米価は過去四年間に八%しか上がりません

り二千百八十五円、六十キロ当たり一万三千百十

円といふような生産費・所得補償方式による最小

限度の要求をしておる。もしこの要求が適正にい

れられない場合には、予約を延期するとかあるい

は出荷を拒否するといふような非常に強い態度に

出てきておる。これはいま日本の農業としまして

は、米価の問題ばかりじゃなしに、いわゆる価格

対策が一番大事な重要な問題である。そういう観

点から農業団体が要求する米価は適切な最小限度

の要求だと私は思うのですが、これに対しまして

総理はどうお考へになりますか。

○田中内閣総理大臣 農業団体がどのような要求

をしておるかは承知をいたしておりますが、しか

し、米価審議会といふ議を経ていろいろな問題を

明らかにした次第であります。

○櫻内国務大臣 さよう午前中に総理の決裁を得

まして、八月一日、二日に米価審議会を招集する

ことにいたしました。なお、あるいは三日に及ぶ

ことあるべしということで、そのことも通知の中

に明らかにした次第であります。

○神田委員 今年度の米価はそういう自治体の農

政問題等もあるわけですから、例年のような日

ちではとつても無理じゃないか、四日なり五日な

り時間をかけてみつしりした審議をすべきであ

る、私はこういうように考えますが、これについてど

う考えますか。

○櫻内国務大臣 これは食管法に基づいて米価審

議会に諮問をしてきめるのでございまして、いろ

いろ御意見はその際に私も十分承りたいと思つ

ております。

○神田委員 生産費及び所得補償方式に基づいて決定するという考え方であるかどうか、お尋ねします。

○佐々木委員長 神田君に申し上げます。

申し合せの時間がすでに超過いたしておりまので、結論をお急ぎください。

○櫻内国務大臣 食管法の規定に基づいて計算をいたします場合に、お話をようになると思います。

○神田委員 時間が来たということですから、次の機会に質問します。

○佐々木委員長 これにて田中内閣総理大臣に対する質疑は終わりました。

○佐々木委員長 次に、内閣提出、農林漁業団体共済組合法等の一部を改正する法律案について、午前中に引き続き質疑の申し出がありますので、順次これを許します。津川武一君。

○津川委員 公的年金としてわが国の年金制度は貧弱であり、国民は安心して老後を暮らすことができない状態にあります。そこで、わが党は抜本的な年金対策の方針を明らかにしましたが、今回の政府の改正案はその年金を進める上できわめて不十分であります。そこで、年金を一步でも前進せしめる意味で、私たちは社会党、公明党、民社党、三党と共同で改正案を出しました。今回は、私たち四党の改正案の実現のために努力すると同時に、私たちの改正案をいま少し進めて補完してみるという立場から、若干の質問をしてみたいと思います。

そこで、午前中の柴田委員の質問にも出ましたけれども、新旧法の問題であります。新法の既裁定年金者及び新規発生年金者のみに今回の改正が適用され、昭和三十九年九月以前の旧法の既裁定年金者にはその引き上げの効果が及んでいない。私たちは厚生年金の最低保障額がすべての年金者に適用される。そのため新旧の差別はあつてはならない。これが年金の公平性というものだ

と思うのですが、これをすみやかに是正すべきだと思います。新旧両方同じように年金の恩恵にいたします場合に、お話をようになると思います。

○神田委員 時間が来たということですから、次

なんのように考えておりますか。

○櫻内国務大臣 新法の始期については各共済組合制度間に相違がござりますが、各共済組合制度とも旧法と新法とがあり、給付については原則と

して旧法下のものは旧法、新法下のものは新法で措置するもの、いろいろふうにしておるわけですが、さいまするので、この点は御理解をいただきたい

と思います。

○津川委員 そこで、いまの問題になつてゐる年金ができたのは昭和三十三年、それから国家公務員共済制度が新法になったのは昭和三十四年。私たちは年金ができたのは三十三年、私たちの年金が新法になったのは三十九年。

私は、いまの農林年金を、三十四年に国家公務員共済制度を新法にしたとき一緒にやるべきだった

が、この点はいかがござります。

○内村(良)政府委員 新法と旧法の関係につきましても御答弁申し上げましたけれども、全国

問題があるんじやないか。したがつて、この際な

いような問題と関連して検討すべき問題であつて、これだけ切り離してやると、うことはやはり体系上非常に問題があり、困難ではないかと思つております。

○津川委員 そこで、年金は公平でなければならぬ局長の答弁も了解しましたが、大臣として、そ

ういう点で、一元的な年金制度をつくるためにこ

れからおやりになる必要があると思うのですが、そこいらあたりの御所見を伺わせていただきま

す。

○櫻内国務大臣 局長のほうからお答えを申し上

げましたように、掛け金の関係とかあるいはス

タートが違つておつたとか、そういうようなこと

でズレがあることは御了解があつたと

思つてあります。

ただいまのそういう差がないようにといふ御發

言の趣旨は私にはわかりますけれども、なかなか

それが簡単に技術的に解決できないといふこと

で、この段階におきましては、早急に御趣旨のよ

うな解決をするということはきわめて困難だと思

います。

そこで、この五年間の相違からいろいろな問題

が出てくるのではないかということでございま

はない。

そこで、この五年間の相違からいろいろな問題

が出てくるのではないかといふことがございま

すが、先ほど大臣から御答弁もございましたよ

うに、新法は新法、旧法は旧法、これはそれぞ

されたようですが、現実には困難だとと言ふ。農林

年金はやはり掛け金を払つて給付を受けるというと思うのですが、これをするべきだと思うのです。新旧両方同じように年金の恩恵にいたしますが、それをスタートが違いまして、さらに、旧法から新法に切りかえるにつきましてはそれぞれの準備があつたといふことです。いまして、歴史的な経緯があるわけございま

す。そこで、それをどうするかということは、やはり午前中に御答弁申し上げましたけれども、全国の公務員共済制度が新法になつたのは昭和三十四年。私たちの年金ができたのは三十三年、私たちの年金が新法になつたのは三十九年。

そこで、なぜ五年おくれたのかという問題でござりますが、それぞれスタートが違いまして、

さもなくば、なぜ五年おくれたのかという問題でござりますが、それぞれスタートが違いまして、

さもなくば、なぜ五年おくれたのかという問題でござりますが、それぞれスタートが違いまして、

さもなくば、なぜ五年おくれたのかといふことです。それで、たまたま先生から御指摘がございましたように、国家公務員共済は昭和三十四年から、農

林年金は昭和三十九年から、旧法が新法に切りかえられておりまして、そこに不公平感があることは

事実でござります。しかしながら、新法の始期の相違はござりますけれども、制度的な扱いの違いはない。

そこで、この五年間の相違からいろいろな問題

が出てくるのではないかといふことがございま

すが、これが簡単に技術的に解決できないといふこと

で、この段階におきましては、早急に御趣旨のよ

うな解決をするということはきわめて困難だと思

います。

なぜそのような措置をとつたかと申しますと、われわれといつしましては、もちろん沖縄が返つてきたときに沖縄をあたたかく迎えなければならぬといふことはもちろん当然でございまして、そこ

でいろいろ沖縄の年金制度等も研究したわけ

がございますが、本土の組合員との均衡というこ

とがございますが、本土の組合員との均衡といふ

措置をとつたわけでござります。

なぜそのような措置をとつたかと申しますと、われわれといつしましては、もちろん沖縄が返つ

てきたときに沖縄をあたたかく迎えなければならぬといふことはもちろん当然でございまして、そこ

でいろいろ沖縄の年金制度等も研究したわけ

がございますが、本土の組合員との均衡といふ

措置をとつたわけでござります。

そこで、今後の問題でござりますが、これはなかなかむずかしい問題でござりますけれども、農林年金だけの問題でもございませんので、関係各省とも十分連絡をとつてなお検討いたしたいと思います。

○津川委員 大臣、沖縄を日本に迎えるときに、沖縄の人がすでに享受しておる基本的なものは悪くしない、こういう大前提で沖縄を復帰していただいたつもりなんです。局長の言ふみなし期間は、自己負担を出していないから、これはわかります。そこで、大臣として、そういう技術面ではなく、日本で沖縄の人をあたかく迎えるという意味において、私はこの点で何らかの処置があつてしかるべきだと思うのですが、いかがでござります。

○櫻内國務大臣 内村局長のお答えの中にございましたが、農林年金単独で処理すべきものではなく、他の共済組合制度においても同様の措置がとられておるということをごぞいます。したがって、他にとるべき方法があるかどうか、そういうことを含めて関係各省庁間で検討をしてみたい、こう思ひます。

【委員長退席、山崎(平)委員長代理着席】  
○津川委員 その検討のイニシアチブを農林省がおとりになるということをごぞいますか。

○櫻内國務大臣 これは他の共済組合制度との間の相互の関連ということでありますから、あえて農林省がイニシアチブをとるとか、他省がイニシアチブをとるとかいうことではなく、あくまでも関係各省間で協議、検討いたしたい、こういうことを申し上げる次第でござります。

○津川委員 私はさきよう農林水産委員会でこの問題を取り上げて櫻内農林大臣の所信をただしまし

た。そこで、どうしても社会労働委員会にもう一回出で、年金の主管官庁である厚生省のほうにこれを申し上げなければならないという状態ですか。それとも、私はそれをやらないでも、もう櫻内農林大臣のやることを信用していればよろしいということになりますか。この点ひとつ、で

きるかできないか私はわかりませんが、問題の提起をしていただく、これだけの質問が出たので、一つの原動力を農林省がとらなければならぬ、こう思うわけですが、いかがでござります。

○櫻内國務大臣 この委員会を通じて各省間との検討をと申し上げておるのでござりますから、沖縄からの報告によりますと、農協の職員が非常に減りつつあるのです。それはサトウキビが非常に困難な状態になつてきました。海洋博がああいうふうにやることになつて、海洋博の本ものの工事じやないんだけれども、付属したいろいろな旅館なんかの工事で、復歸前は千五百円から二千円であつた賃金が、海洋博のほうにいくと三千円から三千五百円になつてくる。一方に農協の仕事が非常に困難になつてくる、こういう状態にありますので、農協の職員に安心してそこで定着していくだくとすれば、この点からもぜひ、沖縄の農業、漁業団体で働いておる人たちの年金だけでなく、賃金その他の問題についても農林省の格別の処置が必要かと思うわけであります。午前中に農協の職員の俸給の問題も出たのですが、それでもやはり

本筋の意味の互助組織でないからこそ、私は国庫補助も出していると思うのです。

○津川委員 そこで、農林年金にはまだ差別があ

ります。私たち、これは公的年金として発達さ

ていかなければならぬ、互助組織では済ませな

いと思っておるわけです。公的年金であるから、

本来の意味の互助組織でないからこそ、私は国庫補助も出していると思うのです。

そこで、国庫補助の率ですが、厚生年金だと

二〇%、船員保険だと二五%、農林漁業団体職員

共済組合だと一六%、こういうふうに国から出る

補助の間に差がでていることは、これもそれぞれ

の発生過程の中に、歴史的な伸びの中にいろいろ

な問題があることは私もわからないわけではあり

ませんが、ここいらあたりから、国が公平にする

態度を、まず国の出すべきものから示して

いくべきだ、このように思ひますが、大臣、いかがでござりますか。

○櫻内國務大臣 ただいまの津川委員のお取り上

げになつた例では、農林年金が国庫補助が少ない

よう御指摘でございますが、私どもとしては

少問題があるのではないかといふふうに考えてお

りますが、さらには、農林年金の場合は、これは私

とのとり方につきましても、共済年金の場合には

ほとんど大部分のものが退職直前の三カ年をさか

のぼつてその平均を標準給与にする。ところが、

厚生年金の場合には全被保険者期間が対象になる

といふふうなことで、いろいろ制度上の違いがござります。

【山崎(平)委員長代理退席、委員長着席】

そこで、単純にペーセントで比較することには多

少問題があるのではないかといふふうに考えてお

りますが、さらには、農林年金の場合は、これは私

とのとり方につきましても、共済年金の場合には

ほとんど大部分のものが退職直前の三カ年をさか

のぼつてその平均を標準給与にする。ところが、

厚生年金の場合には全被保険者期間が対象になる

といふふうなことで、いろいろ制度上の違いがござります。

そこで、農林年金の財源調整費を四十八年度

分を率に直してみると、一・七七%になります

。したがいまして、一八足す一・七七といふこ

とになりますと、一九・七七、ほほ二〇%になつ

てゐるといふふうな事実がござります。したがい

まして、国庫補助率をふやすことは、これは大切

なことでござりますが、やはり全体のバランスと

いうものを考えながらやらなければならぬといふ

ことで、現在のところ、そうひどく不均衡になつ

ておるのでございまして、来たるべき機会のサトウキビの価格に対しましては、これらの諸事情も反映して、沖縄農業の中心的なサトウキビ生産といふものが十分継続のできるようになつたいたいと、こういうことを申し上げておるわけでござります。

○櫻内國務大臣 それでまあいんだけれども、現地冲縄からの報告によりますと、農協の職員が非常に減りつつあるのです。それはサトウキビが非常に困難な状態になつてきました。海洋博がああいうふうにやることになつて、海洋博の本ものの工事じやないんだけれども、付属したいろいろな旅館なんかの工事で、復歸前は千五百円から二千円であつた賃金が、海洋博のほうにいくと三千円から三千五百円になつてくる。一方に農協の仕事が非常に困難になつてくる、こういう状態にありますので、農協の職員に安心してそこで定着していくだくとすれば、この点からもぜひ、沖縄の農業、漁業団体で働いておる人たちの年金だけでなく、賃金その他の問題についても農林省の格別の処置が必要かと思うわけであります。午前中に農協の職員の俸給の問題も出たのですが、それでもやはり本筋の意味の互助組織でないからこそ、私は国庫補助も出していると思うのです。

○津川委員 そこで、農林年金にはまだ差別があります。

○櫻内國務大臣 二〇%、船員保険だと二五%、農林漁業団体職員

共済組合だと一六%、こういうふうに国から出る

補助の間に差がでていることは、これもそれぞれ

の発生過程の中に、歴史的な伸びの中にいろいろ

な問題があることは私もわからないわけではあります

ませんが、ここいらあたりから、国が公平にする

態度を、まず国の出すべきものから示して

いくべきだ、このように思ひますが、大臣、いかがでござりますか。

○櫻内國務大臣 ただいま御指摘がございま

して、船員が二五%，だから低いのを見ないで、国が

育てていくべきもの高いものを、国民のしあわせがよけい得られるようなものを、それを基準と

して調整していくべきだと私は思ふ。なるほど共

同組合の中に一五%のものもあります。大臣はそ

こは見るべきじゃないかと言ふ。もう一回大臣の見解を聞かしてもらいます。

○内村(良)政府委員 ただいま御指摘がございま

して、厚生年金の中に坑内夫のように補助

率が高いものがあることは事実でござります。た

だ、共済年金と厚生年金につきましては、しばしば比較が問題になるわけでござりますが、先生御

承知のとおり、厚生年金の場合には六十歳から老齢年金の支給になる。ところが、共済年金の場合には五十五歳からなる。それからさらに、標準給

与のとり方につきましても、共済年金の場合にはほとんどのものが退職直前の三カ年をさかのぼつてその平均を標準給与にする。ところが、

厚生年金の場合には全被保険者期間が対象になるのはほつてその平均を標準給与にする。ところが、

厚生年金の場合には全被保険者期間が対象になるといふふうなことで、いろいろ制度上の違いがござります。

○山崎(平)委員長代理退席、委員長着席

そこで、単純にペーセントで比較することには多

少問題があるのではないかといふふうに考えてお

りますが、さらには、農林年金の場合は、これは私

とのとり方につきましても、共済年金の場合には

ほとんどのものが退職直前の三カ年をさかのぼつてその平均を標準給与にする。ところが、

厚生年金の場合には全被保険者期間が対象になるといふふうなことで、いろいろ制度上の違いがござります。

そこで、農林年金の財源調整費を四十八年度

分を率に直してみると、一・七七%になります

。したがいまして、一八足す一・七七といふこ

とになりますと、一九・七七、ほほ二〇%になつ

てゐるといふふうな事実がござります。したがい

まして、国庫補助率をふやすことは、これは大切

なことでござりますが、やはり全体のバランスと

いうものを考えながらやらなければならぬといふ

ことで、現在のところ、そうひどく不均衡になつ

ておることではないといふに私どもは考えておるわけでございます。

○津川委員 調整財源をもつと出しているところもたくさんあります。これ以上出していくところもあります。そこで、数字的な問題ではなくて、國の一つの制度に対する基本的な態度を評価するパロメーターは補助率であります。そういう点で、このわれわれの年金というものはやはり差別がある。この差別の根本的な性格、年金の本質問題が出ているのは障害年金です。私たち共産党は、職務上の障害であろうが職務外の障害であろうが――国民の願っておるのは、そういう障害が起きないようにというのが第一の願いですが、起きた場合には、職務上であろうが職務外であろうが、やはりその職場につとめておるので、このところはそういう形で年金というものを考えなければならぬ、これがわれわれの根本的な考え方なんです。政府が出しておる考え方方は労働政策的面がある。自分たちの仕事のためにけがをした人は優遇する、そうでない人はどうでもよろしい。もつと言ふと、労働政策的、労災的な考え方がある。そうではなくて、根本的に考えることは、一つの障害によって生活の手段を著しく阻害されたり失つた人たちに対して生きていける道を講ずる、ここに年金の本質があるわけです。したがつて、私たちは、職務外であろうが職務上であろうが、同じにするのが当然だと思っておるわけです。こういう認識を大臣はいかが考へておられる、これを伺わせていただきます。

○櫻内國務大臣 職務上といえ職務外といえ、そ

の障害を受けた以上は同じように見てやるべきではないか、これも一つの見方だと思うのですね。

しかしながら、よく公用上とかというようなこと

ばも使われるよう、あるいは公務の上からとか

いうようななとばもございますが、通念的には、職務上から受けたという場合は、やはり職務外の場合とは受けとめ方がちょっと違うのではないかといふのが一般的なように思ひますよ。だけれども、けがを受けたその実質は同じじゃないかとい

う御意見も、御意見としては一応お聞きもできる

ところはありますけれども、どうも一般的にどうかといえば、これは職務上のほうが優遇されちゃいます。

○津川委員 いままでの若干の質疑でも明らかに

おつても認められるのではないかといふに私は感じます。

○津川委員 今までの年金、これをつくることが

なったようで、わが国の年金制度といふもので安

心して老後を暮らせるようにするとすれば、その主張して、きょうの私の質問を終わります。

○佐々木委員長 次回は明十二日、木曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分解散会

### 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

#### 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 営林の助長及び監督(第四条第一二十四条)」を「第二章の二 営林の助長及び監督(第四十一条)」に、「第四条第一項中第五号を第七号とし、第六号とし、同号の前に次の一号を加える。」に改める。

第二章の章名を次のように改める。  
第二章 森林計画等

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林の土地の保全に関する事項  
第四条第五項中「都道府県知事」を「関係行

政機関の長及び都道府県知事」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「変更しようとするときは」の下に「関係行政機関の長に協議し、かつ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に

次の二項を加える。  
3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

3 第五条第一項中「民有林につき、森林計画区分に」を「森林計画別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社會的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき」に改め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

六号とし、同号の前に次の一号を加える。

第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項  
第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域  
第五条第五項中「公表するとともに」の下に「関係市町村長に通知し、かつ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県森林審議会」の下に「及び関係市町村長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

第七条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

八条第一項中「立木竹」の下に「又は土地」を加え、「(以下「森林所有者等」といふ。)を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九条 刪除  
第九条を次のように改める。

第十条第一項中「森林所有者等は、民有林」

を「森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」といふ。)は、地域森林計画の対象となつて

いる民有林」に、「伐採の届出書」を「森林の所

在場所、伐採面積、伐採方法、伐採輪その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書」に改め、同項第一号の二中「次条第五項」を「第十

一条第五項」に改め、同号を同項第一号の三とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 次条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

第十条の次に次の三条を加える。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)に

おいて開発行為(土石又は樹木の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいふ。以下同じ。)をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のためにして行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼす

おそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行と

して行なう場合

た場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 第一項の許可には、条件を附することができる。

4 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならぬ。

#### (監督処分)

第十一条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第三項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他

(適用除外) の不正な手段により同条第一項の許可を受けた開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

第十一条の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

第十一條の前に次の章名及び二条を加える。

## 第二章の二 薩摩の助長及び監督

### (施業の勧告)

第十一条の五 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

### (伐採の計画の変更命令等)

第十一条の六 都道府県知事は、第十一条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に關する計画が地域森林計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

### 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行なわれる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 都道府県知事は、第十一条第一項の規定により届出書を提出した者の行なつてある伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に關する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができること。

「第十一条第一項中「數人共同して」の下に「次に掲げる森林につき」を加え、同項に次の各号を加える。

#### 第一項を改める。

#### 第二十条 刪除

第二十四条中「試験研究の目的に供している森林であつて農林大臣の指定するものその他省令で定める」を「第十条の四に規定する」に改める。

第七十四条第一項中「と森林生産力の増進とを図り、あわせて」を「及び森林生産力の増進とともに」に、「当該森林施業計画が同項第一号に掲げる森

林に係るものであるときは」を加え、「当該森林所有者が定める」を「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」に加える。

第七十九条第一項第三号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三の二 組合員の生産する環境綠化木(林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。)の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第七十九条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

五の三 組合員の行なう林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換

六の二 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に關する施設

六の三 組合員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

第七十九条第四項中「組合は」の下に「、正当な理由がないのに」を加え、同項第七項中「施設」の下に「(次項の規定によるものを除く。)」を加え、「組合員並びに他の施設組合及びその組合員が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員以外の者が」に、

7 組合員に出資をさせる施設組合(以下「出資施設組合」という。)は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められ

し、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 組合員に出資をさせる施設組合(以下「出資施設組合」という。)は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの(これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。)の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのそ

れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該

土地の区画形質を変更してする壳波しを含む。)の事業を行なうことができる。

第七十九条に次の二項を加える。

9 施設組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、國、地方公共団体その他の省令で定める営利を目的としない法人に第一項第一号に掲げる事業その他省令で定める事業を利

用させることができる。

10 第一項第二号に掲げる事業を行なう組合(第八十五条の二の規定に基づき当該事業を行なう施設組合を除く。以下「生産組合」という。)は、同号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうことができることができる。

二 環境緑化木の生産  
二 森林を利用して行なう農業  
三 前二号の事業に附帯する事業

第八十条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を加える。  
第六章第二節第一款中第八十五条の次に次の二項を加える。

(森林の經營)

第八十五条の二 出資施設組合は、第七十九条第一項の規定にかかるわらず、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら經營することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれにあわせて經營することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の經營(委託又は信託を受けて行なうものを除く)及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

2 出資施設組合の行なう前項の事業に常時從事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第八十六条第一項第一号中「森林所有者」の

下に「(森林所有者と同一の世帯に属する者で當む。)の事業を行なうことができる。

該森林所有者が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の經營を行なうもののうち、当該森林所有者が指定する一人の者を含む。次号及び第一百五十六条において同じ。)」を

加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同項第三号とし、同項第一号の次に

次の二号を加える。

二 森林所有者が主たる構成員又は出資者となつてゐる团体(前号に掲げる者を除く。)

第八十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう組合(以下「生産組合」という。)」を「生産組合」に改める。

第八十七条第二項中「組合員」の下に「又は組合員と同一の世帯に属する者」を加える。

第八十八条の次に次の二条を加える。

(回転出資金)

第八十八条の二 出資施設組合は、前条の規定による出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができない。

2 組合員は、前項の規定による出資(以下「回転出資金」という。)の払込みについて、相殺をもつて出資施設組合に対抗することができる。

第九十条第一項ただし書中「第八十六条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第九十四条及び第九十六条第一項中「組合」を「施設組合」に改める。

第一百八条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「又は監事」を「監事、参事又は会計主任」に改める。

第一百五十二条第一項第四号中「払込済出資額」の下に「(回転出資金の額を除く。以下同じ。)」を加える。

第一百六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

この場合において、第九十条第五項中「裁判所へ利害關係人又ハ検察官」とあるのは、「行政官ハ利害關係人」と読み替えるものとする。

第一百二十二条中第六項を第七項とし、第五項

の場合において、同法第五十六条中「裁

判所へ利害關係人」とあるのは、「行政官ハ利害關係人」と読み替えるものとする。

第一百八条の次に次の二条を加える。

(参考及び会計主任)

第一百八条の二 組合は、参考及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができ

る。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 参事については、商法第三十八条规定第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条まで(支配人)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第五十一条から第五十三条まで(支配人の登記)の規定を準用する。

第一百一十八条の三 組合員(准組合員を除く。)は、總組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上との同意を得て、理事に対し、参考又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参考又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参考又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

5 第一百二十三条规定第一項第四号中「林産物」の下に「その選挙の時における組合員の総数の四分の一」を「その選挙の時における組合員の総数の四分の一(その総数が八百人をこえる組合については、二百人)」に改め、同項ただし書及び同項第五項ただし書を削り、同項に後段として

次のように加える。

この場合において、第九十条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替えるものとする。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、總代の選舉及び解散又は合併の議決をすることができる。

7 総代会ににおいては、前項の規定にかかわらず、總代の選舉及び解散又は合併の議決をすることができる。

8 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

9 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

10 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

11 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

12 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

13 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

14 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

15 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

16 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

17 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

18 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

19 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

20 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

21 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

22 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

23 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

24 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

25 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

26 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

27 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

28 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

29 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

30 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

31 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

32 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

33 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

34 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

35 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

36 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

37 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

38 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

39 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

40 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

41 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

42 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

43 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

44 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

45 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

46 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

47 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

48 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

49 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

50 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

51 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

52 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

53 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

54 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。

55 総代会ににおいては、「二人」と読み替えるものとする。





任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

(解散命令に係る経過規定)

第七条 この法律の施行前に裁判所が申立てを受けた旧法第百八十二条第一項の規定による事件については、なお従前の例による。

(罰則に係る経過規定)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第九号及び第七十三条の七第十号中「第八十六条第二項」を「第七十九条第十項」に改める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第十条 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改める。

第三条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条第一項及び第七十八条の二中「第二十六号」の一部を次のように改める。

(法人税法の一部改正)

第六十一条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」を「第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

別表第三の表中「第八十六条第二項(生産組合員の資格)」を「第七十九条第十項(生産組合の事業の種類)」に改める。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一項改正)

第十三条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

第十四条 第二項の規定に基づき同項第一

号」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一項改正)

第十四条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第七十九条第一項第二号」を「第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

#### 理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、森林計画制度の整備充実、民有林の認定制度の改善等を行なうとともに、森林組合制度の改善強化を図るために、森林組合及び適正かつ合理的な森林施業を確保するため、立木の伐採についての規制の強化、森林施業計画の認定制度の改善等を行なうとともに、森林組合制度の改善強化を図るために、森林組合及び同連合会の事業範囲の拡大及び管理運営の適正円滑化の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 2 この法律において「造林地」とは、国営分取造林契約に基づき造林を行なう土地をいう。  
(国営分取造林計画)  
3 国営大臣は、森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和四十八年度以降十五年間ににおいて実施すべき国営分取造林契約に基づいて行なう造林の事業に関する計画(以下「国営分取造林計画」という。)をたてなければならない。  
2 国営分取造林計画においては、国営分取造林契約に基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。  
農林大臣は、国営分取造林計画をたてようとするときは、中央森林審議会の意見をきかなければならない。  
3 国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法  
(目的)  
国が行なう民有林野の分取造林に関する特

- 4 前項に定める場合のほか、農林大臣は、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなりたと認める造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、  
第二項の規定を準用する。  
4 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするとき、又は前項の規定により意見を申し出ようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。  
5 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、国営分取造林計画を変更することができる。この場合においては、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(国営分取造林契約の締結)  
5 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、国営分取造林計画を変更することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。  
6 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、國営分取造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件(地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く。)のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分取造林契約を締結することができる。  
一 すみやかに造林を行なう必要があると認められること。  
二 政令で定める理由により、当該民有林野について自ら造林を行なうことが困難であること。  
三 政令で定める理由により、当該民有林野について分取造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)に規定する分取造林契約によ

は、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

3 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 2 条第三項に規定する民有林をいう。  
2 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。  
3 この法律において「国営分取造林契約」とは、國が、民有林野につき、地上権の設定を受け造林を行ない、その造林による収益をその所有者と分取する条件でその者と締結する契約をいう。

つて造林を行なうことが困難である」と。

四 当該民有林野が一団地を形成していること

又は一団地を形成していないが相互に近接し

ており、一の造林事業により技術上経済上効

率的に造林を行なうことができる。

五 当該民有林野の面積(当該民有林野が一団

地を形成していない場合は、これら

の民有林野の面積を合計した面積)が政令で

定める面積以上であること。

(国営分収造林契約の内容)

第六条 国営分収造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 造林地の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 地上権の設定に関する事項

四 植栽すべき樹種

五 植栽の予定期間

六 手入れの方法

七 主伐の予定期間

八 収益を分収する割合

九 造林に関する費用の負担に関する事項

十 その他必要な事項

(持分等)

第七条 国営分収造林契約による造林に係る樹木は、国

は、国と当該造林地の所有者との共有とし、そ

の持分は、当該契約に定められた収益を分収す

る割合によるものとする。

2 造林に着手した後に天然に生じた樹木は、國

営分収造林契約による造林に係る樹木とみな

す。造林に着手する前から存した樹木であつて

造林に係る樹木とともに生育させたものも、同

様とする。

3 株式は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分収造林契約において別段の定めをす

ることができる。

4 国営分収造林契約による造林に係る共有の樹

木については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六条(共有物の分割請求)の規定は、適用しない。

(収益を分収する割合等)

第八条 造林地の収益を国及び造林地の所有者が分収する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林費等を参考して当該契約で定める。

第九条 造林地の収益の分収は、その樹木の売払代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができる。

第十条 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、

第十三条 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、直ちに、収益の分収を行なわなければならない。

第十四条 前条第一号又は第三号の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、造林地の所有者は、農林大臣の指定に従い、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する持分の価額に相当する金額を支払わなければならぬ。ただし、その金額が当該造林地の造林のために国が支出した金額とこれに対する複利計算の方法により年五ペーセントの利率で計算した利息に相当する金額との合計額に達しないときは、その合計額を支払わなければならない。

第十五条 造林地の所有者は、前項の規定による造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

第十六条 造林地の所有者は、前項の規定による造林に係る樹木を「公有林野等官行造林地」を加えて「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第十七条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第十八条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第十九条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十一条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十二条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十三条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十四条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十五条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十六条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十七条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十八条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第二十九条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十一条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十二条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十三条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十四条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十五条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十六条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十七条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十八条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第三十九条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十一条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十二条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十三条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十四条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十五条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十六条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十七条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十八条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第四十九条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第五十条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第五十一条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第五十二条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第五十三条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第五十四条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第五十五条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第五十六条 第二号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

ると認めたとき。

二 契約の目的を達することができないと認めたとき。

三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、

第十四条の規定による承認をするとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第五条の規定による承認をするとき。

第六条の規定による承認をするとき。

第七条の規定による承認をするとき。

第八条の規定による承認をするとき。

第九条の規定による承認をするとき。

第十条の規定による承認をするとき。

第十二条の規定による承認をするとき。

第十三条の規定による承認をするとき。

第十四条の規定による承認をするとき。

第十五条の規定による承認をするとき。

第十六条の規定による承認をするとき。

第十七条の規定による承認をするとき。

第十八条の規定による承認をするとき。

第十九条の規定による承認をするとき。

第二十条の規定による承認をするとき。

第二十一条の規定による承認をするとき。

第二十二条の規定による承認をするとき。

第二十三条の規定による承認をするとき。

第二十四条の規定による承認をするとき。

第二十五条の規定による承認をするとき。

第二十六条の規定による承認をするとき。

第二十七条の規定による承認をするとき。

第二十八条の規定による承認をするとき。

第二十九条の規定による承認をするとき。

第三十条の規定による承認をするとき。

第三十一条の規定による承認をするとき。

第三十二条の規定による承認をするとき。

第三十三条の規定による承認をするとき。

第三十四条の規定による承認をするとき。

第三十五条の規定による承認をするとき。

第三十六条の規定による承認をするとき。

第三十七条の規定による承認をするとき。

第三十八条の規定による承認をするとき。

第三十九条の規定による承認をするとき。

第四十条の規定による承認をするとき。

第四十一条の規定による承認をするとき。

第四十二条の規定による承認をするとき。

第四十三条の規定による承認をするとき。

第四十四条の規定による承認をするとき。

第四十五条の規定による承認をするとき。

第四十六条の規定による承認をするとき。

第四十七条の規定による承認をするとき。

第四十八条の規定による承認をするとき。

第四十九条の規定による承認をするとき。

第五十条の規定による承認をするとき。

第五十一条の規定による承認をするとき。

第五十二条の規定による承認をするとき。

第五十三条の規定による承認をするとき。

第五十四条の規定による承認をするとき。

第五十五条の規定による承認をするとき。

第五十六条の規定による承認をするとき。

(国営分収造林契約の締結)

この法律による国営分収造林契約は、この法

律の施行の日から起算して十五年を経過した日

以後は、締結することができない。

二 契約の目的を達することができないと認め

たとき。

三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定

による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、

第十四条の規定による承認をするとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十五 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十六 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十七 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十八 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

十九 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十一 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十二 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十三 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十五 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十六 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

二十七 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める

事由があるとき。

八年法律第 号) 第五条(国営分取造林契約の締結)の契約及び国有林野法に改める。

#### 理由

林業の自然的經濟的社会的制約により民有林野の造林が十分に行なわれていい実情にかんがみ、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により國が造林を行ない、もつて森林生产力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と國土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度約百三十一億円、平年度約百七十八億円であり、以後遞増する見込みである。

昭和四十八年七月三十日印刷

昭和四十八年七月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A